

第 7 2 号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、後任委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例第3条により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験者	厨 義弘	福岡教育大学名誉教授	平成 28 年 1 月 1 日～ 平成 29 年 12 月 31 日
	満園 良一	久留米大学健康・スポーツ科学センター教授	
	多田内 幸子	久留米信愛女学院短期大学教授	
市議会	田住 和也	久留米市議会議員	
	山下 尚	久留米市議会議員	
	石井 俊一	久留米市議会議員	
学校体育	本村 政夫	久留米市中学校体育連盟会長	
	佐々木 雅代	田主丸小学校校長	
関係団体等の代表者	中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	
	小柳 保之	久留米市剣道連盟会長	
	大久保 正子	久留米市レクリエーション協会	
	高松 信子	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会	
	伊藤 正博	(公財)久留米市体育協会常務理事	
その他市長が特に必要と認めた者	後藤 恵子	金島小学校教諭	
	古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員	
	稲益 都美子	城島小学校教諭	
	松藤 倫子	健康運動指導士	
	野田 秀樹	久留米市市民文化部長	

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	現委員 (H26.1～H27.12)		新委員案 (H28.1～H29.12)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	くりや よしひろ 厨 義弘	福岡教育大学名誉教授	くりや よしひろ 厨 義弘	福岡教育大学名誉教授
	みつぞの りょういち 満園 良一	久留米大学健康・スポーツ科学センター教授	みつぞの りょういち 満園 良一	久留米大学健康・スポーツ科学センター教授
	ただうち ゆきこ 多田内 幸子	久留米信愛女学院短期大学教授	ただうち ゆきこ 多田内 幸子	久留米信愛女学院短期大学教授
市議会	たずみ かずや 田住 和也	久留米市議会議員	たずみ かずや 田住 和也	久留米市議会議員
	やました ひさし 山下 尚	久留米市議会議員	やました ひさし 山下 尚	久留米市議会議員
	いしい しゅんいち 石井 俊一	久留米市議会議員	いしい しゅんいち 石井 俊一	久留米市議会議員
学校体育	もとむら まさお 本村 政夫	久留米市中学校体育連盟会長	もとむら まさお 本村 政夫	久留米市中学校体育連盟会長
	ささき まさよ 佐々木 雅代	田主丸小学校校長	ささき まさよ 佐々木 雅代	田主丸小学校校長
関係団体等の代表者	なかむら としはる 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	なかむら としはる 中村 敏治	久留米市野球連盟理事長
	こやなぎ やすゆき 小柳 保之	久留米市剣道連盟会長	こやなぎ やすゆき 小柳 保之	久留米市剣道連盟会長
	おおくぼ まさこ 大久保 正子	久留米市レクリエーション協会	おおくぼ まさこ 大久保 正子	久留米市レクリエーション協会
	たかまつ のぶこ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会	たかまつ のぶこ 高松 信子	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会
	いとう まさひろ 伊藤 正博	(公財)久留米市体育協会常務理事	いとう まさひろ 伊藤 正博	(公財)久留米市体育協会常務理事
その他市長が特に必要と認めた者	ごとう けいこ 後藤 恵子	金島小学校教諭	ごとう けいこ 後藤 恵子	金島小学校教諭
	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員
	いなます とみこ 稲益 都美子	城島小学校教諭	いなます とみこ 稲益 都美子	城島小学校教諭
	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士
	のだ ひでき 野田 秀樹	久留米市市民文化部長	のだ ひでき 野田 秀樹	久留米市市民文化部長

### 第 7 3 号議案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況  
についての点検及び評価の実施について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

教育長 堤 正則

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表を行うものである。

議案一部別冊

#### 第74号議案

平成27年度久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申の臨時代理について

上記の議案を提出する。

平成27年12月25日

教育長 堤 正則

#### 提案理由

平成27年度における久留米市立学校教職員の人事異動（管理職）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条に基づき、福岡県教育委員会へ内申しようとするものであるが、急施を要し市教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申の臨時代理について

久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により、下記のとおり福岡県教育委員会へ内申する。

記

学 校 名	職 名	氏 名	発令事項	発令年月日	備 考
北野中学校	校 長	大熊 彰	普通退職	平成27年 12月25日	
北野中学校	校 長	西村 雄大	校長新任	平成28年 1月1日	現：牟田山中 教頭
牟田山中学校	教 頭	泉 昌行	教頭新任	平成28年 1月1日	現：牟田山中 主幹教諭

## 教育委員会後援事業等に関する報告

H27.11.16からH27.12.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成27年12月7日	第8回スポーツ特別講演会 アルベルト・ザツケローニ氏	株式会社サガン・ドリームス	鳥栖市民文化会館 大ホール	後援	体育スポーツ課
2	平成27年12月6日	第6回ふれあいスポーツフェスタ	久留米大学アダプテッドスポーツチーム	久留米大学御井学舎 みいアリーナ	後援	体育スポーツ課
3	平成28年2月6日	第1回日本障がい者バドミントン選手県大会	久留米市バドミントン協会	西部地区体育館	共催	体育スポーツ課
4	平成28年2月24日～	初心者向き健康ボウリング教室	福岡県ボウリング連盟	ユーズボウル久留米	後援	体育スポーツ課
5	平成27年12月13日	第1回チャレンジ・ザ・ゲーム大会	NPO法人福岡県レクリエーション協会	えーるピア久留米体育館	★後援	学校教育課
6	平成28年2月7日(日) 8時00分～17時00分	第31回青少年ミュージックフェスティバル	浮羽ライオンズクラブ	うきは市文化会館(白壁ホール)	後援	学校教育課
7	平成27年12月26日(土) 13時00分～17時00分	平成27年度学校運営研究会	久留米市小学校校長会	久留米市立南薫小学校	後援	学校教育課
8	平成28年1月23日(土) 12時30分～16時50分	第38回久留米市人権・同和教育研究集会 第10回久留米市社会人権・同和教育研究集会	久留米市人権・同和教育研究協議会	久留米市民会館 城南中学校 篠山小学校 篠山コミュニティセンター	後援	人権・同和教育課
9	平成28年6月16日(木) 10時30分～11時45分 14時00分～15時15分 平成28年6月17日(金) 10時30分～11時45分 14時00分～15時15分	平成28年度「子どものためのクラシックコンサート」	一般財団法人福岡県教職員互助会	久留米市民会館	後援	学校教育課
10	平成28年1月9日(土)～10日(日)	第51回全九州新春書道展	福岡書道会	石橋美術館	後援	生涯学習推進課

## 教育委員会後援事業等に関する報告

H27.11.16からH27.12.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	平成28年1月11日(祝)	石橋文化センター開園60周年プレ事業 第44回市民プラスコンサート ニューイヤー・バンド・フェスティバル	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	共催	生涯学習推進課
12	平成28年2月6日(土)	第40回教育講演会「あのね・・・」	福岡県教職員組合久留米支部	石橋文化センター共同ホール	後援	生涯学習推進課
13	平成27年12月20日(日)	第22回定期演奏会	久留米大学 学友会 吹奏楽部	石橋文化センター大ホール	後援	生涯学習推進課
14	平成28年5月24日(火)	祝 久留米シティプラザ開館 第25回活水同窓会筑後支部チャリティコンサート記念公演 「ウィーン少年合唱団」	活水同窓会筑後支部	久留米シティプラザ	後援	生涯学習推進課
15	平成28年1月10日(日)	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	サンライフ久留米 第2会議室	後援	生涯学習推進課
16	平成28年3月20日(日)、 21日(祝)	九州沖縄子どもと舞台芸術出合いの広場 第15回朝倉市国際子ども芸術フェスティバル	朝倉市国際子ども芸術フェスティバル実行委員会	杷木地域生涯学習センター(らくゆう館)、 朝倉市女性センター(あすみん)	後援	生涯学習推進課
17	平成28年2月13日(土)	モラロジー生涯学習セミナー	久留米モラロジー事務所	西国分校区コミュニティセンター	後援	生涯学習推進課
18	平成28年3月26日(土)、 27日(日)	久留米市民会館自主文化事業 久留米市民会館閉館「おもひで」公演事業 くるめ市民劇団ほとめき倶楽部 本公演「step by step」	久留米市民会館	久留米市民会館	後援	生涯学習推進課

平成27年第5回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質問内容
吉富 巧 議員	1 久留米市の学校と教育委員会の現状と課題について
石井 秀夫 議員	1 学校教育について (1) 教師の規範意識について (2) 生徒の問題行動等調査について (3) 教育委員会と学校現場について
甲斐 征七生 議員	4 非正規雇用職員の産休・育休の実態について
甲斐田 義弘 議員	2 教育問題について (1) シチズンシップ教育と道徳教育について (2) 子供の体力向上について (3) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの充実について
森崎 巨樹 議員	3 初等教育の未来に関して (1) 小規模特認校制度について (2) 統廃合の考えについて
坂井 政樹 議員	4 教育行政について (1) 教育大綱における市長の思いについて (2) 次期教育改革プランについて
田中 多門 議員	4 教育問題について

個人

【質問議員】 吉富 巧 議員

【質問要旨】 1 久留米市の学校と教育委員会の現状と課題について

【質問趣旨】 北野中学校で発生した失火事案について、このような事態となったことを教育委員会はどのように認識しているのか。

【回答要旨】 1 失火事案に対する認識

市内の中学校において発生した失火事案については、決算審査特別委員会でのご指摘を受け、対策を講じていた最中に発生したことはもちろん、その原因が、10年前から禁止している敷地内喫煙にあること、さらに喫煙の当事者に校長が含まれていたことは、痛恨の極みであり、断じて許しがたく、きわめて重大な事案であると考えております。また、市教育委員会で服務規律上、示達してきた学校敷地内禁煙が、徹底していなかった実態が今回明らかになりました。これまでの、再三の指導が学校現場に十分浸透していなかったことを反省し、改めて市議会の皆様に深くお詫び申し上げます。

2 今後の取組について

今年7月の酒気帯び運転による中学校講師の逮捕事件、そして今回の事案により揺らいだ保護者、地域住民、市民の皆様の信頼は、絶対に取り戻さねばならないと考えております。

学校現場でも、今回の事案を重く受け止め、校長自らが襟を正すため、小・中学校の校長会は、自主的、主体的に作成した「久留米市の教育の信頼回復に向けた決意文」を全教職員に示し、服務規律の確立と不祥事防止に取り組んでおります。

市教育委員会では、現在敷地内禁煙に関して各学校への現地確認調査を進めておりますが、その結果に基づき厳正に対処するとともに、今回の事案を契機に、学校現場と危機感を共有しながら、久留米の子どもたちのための学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

【質問議員】 吉富 巧 議員

【質問要旨】 1 久留米市の学校と教育委員会の現状と課題について【2回目】

【質問趣旨】 ①今回の事案を踏まえると、管理職の資質、認識等問題がみられる。管理職の登用についてどのような評価により人事を行っているのか。  
②今回の事案を踏まえ、教育委員会としての責任をどのように認識しているのか。

【回答要旨】 1 管理職の登用基準について

市立小・中・特別支援学校の管理職人事については、県教育委員会の人事異動方針に基づき、教育に関する実績、人格、教育的識見、学校経営に対する姿勢や力量などを判断しながら、県教育委員会と協議し、全市的かつ長期的視野に立って、適材適所の配置に向けた内申を行ってきました。

今後は、なお一層、今回の事案を踏まえ、人格高潔かつ教育的識見に長じ、学校経営に対する積極的な姿勢と十分な力量のある者、教職者としてのあり様を率先垂範できる者が任用されるよう努めていきたいと

考えています。

## 2 教育委員会の責任について

市教育委員会としましては、管理職はもとより、全職員に対して、飲酒運転の防止や敷地内禁煙等の服務規律の徹底について、再三指導してきたところであります。しかしながら、今回の事案で、徹底が不十分であったことが明らかになり、その結果、失火を招くということに繋がったことは誠に遺憾であり、指導を徹底できていなかった責任は大変重いものがあると認識しております。

今後、今回の事案により大きく揺らいだ久留米市の教育に対する信頼を一日も早く取り戻せるように、全ての学校と市教育委員会が危機感を共有して、服務規律の確立と不祥事防止に向けて一丸となって取り組む所存であります。

**【質問議員】** 吉富 巧 議員

**【質問要旨】** 1 久留米市の学校と教育委員会の現状と課題について【3回目】

**【質問趣旨】** ①校長の決意文に対する教育長の受け止めと決意を実行できる支援について。  
②落ち着いて学習できる環境づくりと失墜した信頼についてどのように学校を支援し、回復を図っていくのか。

**【回答要旨】** 1 決意文に関する支援の考え方などについて

今回の事案発生を受け、小・中学校の校長会では、久留米市の学校教育に対する信頼回復のため、校長自らが深く反省し、襟を正し、全教職員の服務規律の確立を図るため、決意文が作成されました。

各学校では、校長が決意文を教職員一人一人に配布して読み上げ、信頼回復に向けた取り組みを開始しているところです。

市教育委員会としましては、校長会の自主的・主体的な取組に呼応しながら、これを契機に、服務規律の浸透・徹底を図りたいと考えております。そのため、決意文の事項が浸透し、確実に実行されるよう、校長に対して必要な情報提供や助言など継続した支援を行っていきたいと考えております。

## 2 学校の信頼回復について

今回の失火事案は、発生直後から新聞やTVで報道されるなど社会的反響も大きく、生徒や保護者、地域の学校や教職員に対する信頼を揺るがす結果となりました。

事案発生以降、市教育委員会では、信頼回復のため、全ての市立学校において現地確認を進めるとともに、改めて服務規律の徹底を図っているところです。

特に、当該校においては、教職員とともに、生徒の心のケアにあたり、落ち着いて適切に、教育活動が行われるように対応してきたところであります。

今後とも、当該校において、円滑な学校運営ができ、何より生徒が生き活きと学習や部活動などに取り組み、3年生が目標とする進路を実現できていくよう、職員の共同した取組を促しながら、市教育委員会として継続して支援に当たっていきたいと考えております。

**【質問議員】** 石井 秀夫 議員

**【質問要旨】** 1 学校教育について  
(1) 教師の規範意識について

**【質問趣旨】** ①北野中学校の失火事案や敷地内喫煙をはじめ、教師の規範意識に問題があるが、これまで教育委員会ではどのような取組がなされていたのか。  
②これまでの取組に課題がある。今後どのように規範意識の醸成に取り組んでいくのか。

**【回答要旨】** 1 教員の規範意識の醸成について  
規範意識を高める取組については、昨年度から全職員に対して県教育委員会が作成した法令遵守や、公務員倫理、教職員の責務などに関する質問項目からなる「不祥事防止のチェックリスト」を配布し、自己点検することで自覚を促し、教育公務員としての倫理観や規範意識の確認、徹底を繰り返し図っています。  
また、「綱紀の厳正な保持」について通知文を発出し、管理監督の任にある職員については、率先垂範して綱紀の保持に努め、所属職員への指導に万全を期すよう示達してきたところです。  
加えて、月に一度開催する校長会や二ヶ月に一度の教頭会においても折にふれ、飲酒運転の防止、学校徴収金の適切な管理、ハラスメントの防止、学校敷地内禁煙の厳守、体罰によらない指導の徹底等について継続して指導を行ってきております。  
しかしながら、今般、監督の任にある校長をはじめ教員が、禁止している学校敷地内で喫煙をしていたこと、それが失火事案につながったことは、これらの指示・示達が浸透、徹底しておらず、不十分であったと言わざるを得ません。

2 今後の取組について  
規範意識の醸成、不祥事防止の取組については、これまでは市教育委員会が校長に対して示達し、校長が職員に対して指導、監督することが中心でありました。  
しかし、今回の失火事案の発生を受けて、小・中学校の校長会が危機意識を高め、「久留米市の教育の信頼回復に向けた決意文」を作成し、校長自らが深く反省して襟を正し、教職員一人一人に服務規律の徹底を図ることを表明しております。  
今後は、これまでの取組に加え、各学校における研修や市教育センターの校長研修や教頭研修、教職経験年数に応じた研修等に、規範意識、公務員倫理のあり方を確認する内容を位置づけ、事例検討やワークショップの方法を取り入れるなどして、教職員自らが、教育公務員としての倫理、規範意識を醸成できるよう努めてまいります。

**【質問議員】** 石井 秀夫 議員

**【質問要旨】** 1 学校教育について  
(2) 生徒の問題行動等調査について

**【質問趣旨】** 教育委員会が10月に報告した平成26年度の子童生徒の問題行動等調査結果によると、暴力行為件数は前年度から減少している。暴力行為については、どのような基準で報告が行われているのか。

**【回答要旨】** 1 暴力行為について  
文部科学省は、暴力行為について「故意に目に見える物理的な力を加える行為」としております。その対象により、「対教師暴力」、「生徒間

暴力」、その他の「対人暴力」、「器物損壊」の四形態に分類され、けがの有無や診断書の有無、警察への被害届の有無などにかかわらず、該当するすべての行為が対象となっております。

## 2 児童生徒の暴力行為の状況及び報告について

本市における平成26年度の暴力行為の発生件数は、対教師暴力25件、生徒間暴力58件、対人暴力0件、器物損壊19件、合計102件となっており、平成25年度から38件減少しております。

市教育委員会では、毎月当初に学校から「児童生徒の問題行動」に関する報告を受け、必要に応じて学校への聴き取り、事実関係の確認等を行い、正確な情報を把握するように努めているところです。

また、毎月開催されている中学校生徒指導連絡協議会では、学校、市教育委員会、青少年育成課、久留米警察署、少年サポートセンター間において、学校内外における生徒の問題行動についての情報の共有化を図っております。

**【質問議員】** 石井 秀夫 議員

**【質問要旨】** 1 学校教育について  
(2) 生徒の問題行動等調査について【2回目】

**【質問趣旨】** 平成26年度の暴力行為件数には、学校からの報告に漏れがあっている。学校は正しい報告を上げるべきであるし、教育委員会も指導を徹底すべきである。現在の対応は不十分であると思うがどう考えているのか。

**【回答要旨】** 1 学校からの報告漏れについて  
市教育委員会では、議員のご指摘を受け、学校に確認を行いましたところ、「商業施設における対人暴力」及び「校内トイレ内での火気による器物損壊」事案の報告が上がっておりませんでした。  
市教育委員会が当該事案を把握していなかったことは、誠に遺憾であり、今後、各学校における問題行動に対する対応と報告の校内体制及び市教育委員会と学校間における報告、確認、支援等のあり方について改善していきたいと考えています。

2 今後の対応について  
学校においては、青少年育成協議会などの校区組織やPTAなどと、生徒の問題行動の現状についての情報共有を進め、家庭・地域と連携した取組を充実するよう指導、助言していきます。また、市教育委員会においては、関係機関との情報の共有化を一層深めるとともに、地域住民等からの情報については、逐次各学校に確認を行い、情報を漏れなく的確に把握し、学校が適切に指導していけるよう支援していきたいと考えています。

**【質問議員】** 石井 秀夫 議員

**【質問要旨】** 1 学校教育について  
(3) 教育委員会と学校現場について

**【質問趣旨】** 学校敷地内喫煙をはじめ、教育委員会の指導が学校現場に反映されていない。また、学校現場での危機感や改善の機運が感じられない。教育委員会の指導や体制、制度に問題があるのではないかと。

**【回答要旨】**

## 1 学校に対する指導について

今回の中学校の失火事案は、決算審査特別委員会で敷地内での喫煙の現状があるとのこと指摘を受け、市立学校全校に緊急調査を行い、対策を講じていた最中に発生したものであり、市教育委員会として、言語道断で許しがたく、きわめて重大な事案であると認識しております。

これまで、市教育委員会では、教職員の規範意識にかかわる確認事項をはじめ、交通事故や飲酒運転の防止、適切な公金の管理、体罰の根絶、その他社会的信用失墜行為の防止のため、繰り返し文書通知や定例校長会、研修等さまざまな機会を捉えて綱紀の保持や不祥事防止を指導してきました。

しかしながら、今回の事案発生から、再三の指導が学校現場の教職員一人一人に十分浸透し伝わっていなかったと言わざるを得ません。

市教育委員会の指導が徹底できていなかったことについては、制度上、人事・懲戒権が県教育委員会にあり、市教育委員会が、直接の権限をもたないという側面もあると考えられます。

とはいえ、市教育委員会は学校に対するサービス・監督権者であることから、学校訪問や校長からの聴き取りの機会を活用して、教職員のサービス指導の現状や課題を把握し、より実態に応じた指導や助言を行っていく必要があると考えています。

特に、学校においては、生徒指導上の問題行動等に対し、組織的な対応に不備があり重要な報告が行われず、家庭、地域、関係機関との連携が不十分で、情報の共有と解決に向けた一体的な取組が不足していたことを重く受け止めております。

これを受けて今後、市教育委員会と学校間における、報告・確認・支援体制の再構築に取り組めます。

また、地域住民が加わる地域学校協議会などの場面を活用し、生徒の問題行動等について情報の共有化を図り一体的な取組を進めるよう支援していきます。

さらに、教職員自らが教育公務員としての倫理観や規範意識を見直すよう研修のあり方を工夫し、学校自らが自律的に信頼回復に努めるよう指導・支援に取り組んでいきたいと考えております。

**【質問議員】** 石井 秀夫 議員**【質問要旨】**

## 1 学校教育について

(3) 教育委員会と学校現場について【2回目】

**【質問趣旨】**

学校敷地内禁煙のルールが守られていなかったことは学校だけの問題ではない。学校に指導に入る教育委員会の職員は知りえたはずであり、教育委員会の職員自身も襟を正し、規範意識を高めていく必要があると思うが、教育委員会の認識を問う。

**【回答要旨】**

## 1 市教育委員会の認識について

市教育委員会の職員の中には、学校で勤務した教員もおりますし、各学校に指導等を行うにあたり、校内に立ち入る際に、学校敷地内禁煙のルールが守られていないことを知り得る者もいました。

ルールが守られていないことを知った際には、厳格にルールの徹底を図るべきでありましたが、市教育委員会としても組織的な共通認識が徹底されておらず、対応が不十分であったことを重く受け止めております。

2 今後の対応について

市教育委員会といたしましては、学校の教職員だけではなく、市教育委員会の職員自身も襟を正し、規範意識の醸成を図るよう改めて指導してまいります。

また、今回のことを深く反省し、学校と市教育委員会は、子どもを中心に置いた学校運営の基本を徹底し、信頼回復に取り組んでいきたいと考えております。

**【質問議員】** 石井 秀夫 議員

**【質問要旨】** 1 学校教育について  
(3) 教育委員会と学校現場について【3回目】

**【質問趣旨】** 学校が、子どもを中心とした教育の場となるように努めることの教育長としての強い決意を聞きたい。

**【回答要旨】** 1 教育の信頼回復への決意を  
学校と市教育委員会は、この機会をとらえ、教育に携わるものとして、児童生徒の人格形成を支援する重大な責務を担っていることを再認識し、教育公務員としての倫理観や規範意識の醸成にしっかりと努め、強い決意をもって学校教育に対する信頼回復と子どもを中心とした学校づくりにまい進していきたいと考えております。

**【質問議員】** 甲斐 征七生 議員

**【質問要旨】** 4 非正規雇用職員の産休・育休の実態について

**【質問趣旨】** 市立学校の講師の産休・育休の制度の適用はどのようになっているのか。

**【回答要旨】** 1 市費の講師の出産休暇及び育児休業制度  
現在、市費で任用している講師は、常勤講師と非常勤講師に分けられますが、常勤講師については、産前・産後の休暇、いわゆる出産休暇を取得できるとしております。また、育児休業についても法令の要件を満たす者については取得できることとしております。  
一方で、非常勤講師は、出産休暇は取得できますが、育児休業の取得については、「育児・介護休業法」に定められている要件等を踏まえ、適用しておりません。

2 今後について

引き続き、関係法令を踏まえ、適切な対応に努めていきたいと考えております。

**【質問議員】** 甲斐田 義弘 議員

**【質問要旨】** 2 教育問題について  
(1) シチズンシップ教育と道徳教育について

**【質問趣旨】** ①成熟した市民社会を担う市民を育成するためにもシチズンシップ教育の推進が必要と思うがどう考えているか。  
②シチズンシップ教育の推進のためには道徳教育の充実が必要だと思うがどう考えているか。

**【回答要旨】**

## 1 シチズンシップ教育について

神奈川県の子チズンシップ教育は、社会に参画し、義務や責任を果たす市民の育成を目指し、通常の教科、特別活動、総合的な学習の時間において、地域活動へ参画する学習、経済やキャリアに関する学習、政治参加を促す学習を関連づけ、児童生徒が参加・実践型で学ぶことに特色があります。

本市でも同様に、地域に根ざした体験や実社会とのつながりを意識した学習を推進しており、そこでは社会性の涵養を図るとともに、児童生徒のふるさと久留米に積極的にかかわろうとする動機付けを重視しているところだす。

具体的には、市内全ての小中学校や特別支援学校において、総合的な学習の時間の一環として行う独自の「くるめ学」の学習では、地域の人々に「商店街活性化プラン」「観光資源をいかす観光プラン」を提案するなど、地域での参加・実践型学習に取り組んでおります。

また、小学校段階から社会科、家庭科等において、消費者としての知識やスキルを身に付ける学習や、労働を重んじ、個性に合った進路選択を考える学習を進めております。

加えて、政治に関しては、小中学校の社会科、高等学校の公民科を中心に、選挙や議会のしくみ、政治参加の在り方を学ぶこととともに、高等学校では本年9月に文部科学省が公表した副教材の内容を踏まえ、話し合いや討論、模擬議会等の参加型学習を通して、主権者教育を推進することとしております。

今後は、これらの実践をシチズンシップ教育を念頭において関連付け、一層参加・実践型学習となるよう改善していきたいと考えております。

## 2 道徳教育の充実について

成熟した市民社会を支える市民に求められる資質を育む基盤として、道徳教育が重要と考えております。

平成30年度から全面実施される「特別の教科 道徳」においては、「相互理解」「公正、公平、社会正義」「個性の伸長」の指導内容が追加され、社会の中で他者と協働し、能動的に関わる意識の育成が一層求められるております。

これを受け、小中学校において文部科学省作成の「私たちの道徳」を活用した道徳の授業実践に取り組むなど、教科化の準備を進めているところだす。さらに現在、市教育委員会の道徳教育研究指定校の荒木中学校で実践研究を進めており、今後はその成果を全校に拡げ、一層の道徳教育の充実に取り組んでいきたいと考えております。

**【質問議員】** 甲斐田 義弘 議員**【質問要旨】** 2 教育問題について  
(2) 子供の体力向上について**【質問趣旨】** 子供の生きる力の基礎となるのは体力であるが、本市の子供たちの体力の現状及び今後の取組はどのようになっているか。**【回答要旨】** 1 本市の子どもたちの体力の現状  
市教育委員会でも、体力は、子どもたちが将来、社会の中でたくましく生き抜くための最も大切な基盤になることから、家庭や学校が連携し

てしっかり育む必要があると認識しております。

本市の子どもたちの体力の状況についてですが、小学5年生、中学2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について、ここ5年間を見ても、小学5年の男女においては、全国同様、運動能力・体力は緩やかに向上しています。そして、平成26年度のテスト項目別結果では、小学校においては男女の握力とシャトルラン、男子のソフトボール投げ、中学校においては男女の立ち幅跳び、男子の50m走とシャトルランについて、全国平均を超えることができました。一方で、中学2年の女子の握力や上体起こしなどには課題が見られます。

また、テスト項目の得点を合計した「体力合計点」においては、小学5年の女子と中学2年の男子は県平均を超えたものの、全国平均と比べると、小中学校ともにやや下回っております。

このような結果の要因の一つに、テレビやゲーム、携帯・スマホといった、室内で過ごす時間が増加しており、外遊びや運動などの時間の減少が背景にあると考えられます。

## 2 今後の取組について

各学校は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の分析結果から明らかになった自校の重点課題を改善するために、特定の運動領域に一年間継続的に取り組む「一校一取組」運動を展開しております。具体的に小学校では、持久性を高める「縄飛び」や「5分間走」、中学校では、柔軟性、筋力などの「基礎トレーニング」を、体力づくりのメニューとするなど、工夫した取組を行っているところです。

また、学校においては、体育の授業時間や業間休み、昼休みだけでなく、放課後の集団での外遊びや運動部活動の奨励に取り組むとともに、スポーツ少年団等との連携強化により、スポーツに親しむ機会を増やしていきたいと考えております。さらに、PTAや学童保育所と連携したテレビやゲーム機、携帯・スマホに関するルールづくりなど、家庭での基本的な生活リズムの確立に向けた取組を一層強化してまいります。

今後、これらの取組を一層強化することや運動部活動でのより専門的な地域の人材を活用した指導によって、体力の向上が図れるよう取組を進めていきたいと考えています。

**【質問議員】** 甲斐田 義弘 議員

**【質問要旨】** 2 教育問題について

(3) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの充実について

**【質問趣旨】** 不登校、いじめ、発達障害の増加など学校の課題が増える中で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家の必要性が高まっているが、本市の現状と今後の取組はどうか。

**【回答要旨】** 1 現状について

現在の社会状況は厳しく、子供たちは家庭状況や友人関係、学校生活等に悩み、学校では不登校やいじめ、問題行動など様々に対応すべき課題が生じています。このような状況に教職員だけで対応するには困難があり、市教育委員会ではこれらに適切に対応できるよう、平成25年度より学校教育課に教育相談チームを設置しております。

この教育相談チームは生徒指導担当の指導主事をチームリーダーに、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカー、臨床心理士資格を有するスクールカウンセラーなどで構成しております。

この中でスクールソーシャルワーカーは、家庭が抱える問題を解決するため福祉や医療等の専門機関を紹介するなど、学校、家庭、関係機関のネットワークを構築する役割を担っております。平成26年度活動実績は、家庭訪問やケース会議への参加など1,000件を越えており、その件数は年々増加しております。

また、スクールカウンセラーは児童生徒へのカウンセリングや教職員、保護者に対する助言や援助を行い、大きな事件や事故があった場合には緊急支援として児童生徒の心のケアにあたっております。平成26年度の全ての市立学校での相談件数は、外部に委託したスクールカウンセラーも含めて8,000件を超えており、年々、学校からのニーズが高まっております。

これらのスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活動により、学校の中での児童生徒に関する情報交換が活発になった、学校と保護者との意思疎通が円滑になった、児童生徒の悩みが軽減された、不登校傾向の児童生徒が教室に入れるようになったなど、大きな成果につながっております。

## 2 今後の取組について

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門的なスタッフを学校が活用できることは、学校が抱える複雑化した問題を解決するための有効な支援策であると考えております。

そのため、現在も行っております学校と家庭子ども相談課、青少年育成課等の関係機関との連携がさらに緊密になるよう、教育相談チームを中心とした市教育委員会としての取組も強化していきたいと考えております。

今後も、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのニーズが増えるという認識に立ち、その拡充に努めるとともに、より効果的な活用方法等についての調査研究を行っていきたいと考えております。

**【質問議員】** 甲斐田 義弘 議員

**【質問要旨】** 2 教育問題について

- (1) シチズンシップ教育と道徳教育について
  - (2) 子供の体力向上について
  - (3) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの充実について
- 【2回目】**

**【質問趣旨】** 私の教育問題に関する三つの質問項目については、次期教育改革プランの中でどのように位置づけられるのか。

**【回答要旨】** 1 三つの項目の次期教育改革プランへの位置づけについて

現在、策定中の次期教育改革プランは、知・徳・体のバランスのよい育成を目指していることから、体力向上の取組や道徳教育の推進は、その基盤をなしております。

そして、第2期教育改革プランの評価と総括から、学力の保障と向上を図る「わかる授業」、安心、安全な学校づくりを目指す「たのしい学校」、学校・家庭・地域の協働による「久留米版コミュニティスクールの推進」に重点化して、施策・事業の検討を進めているところです。

ここで、シチズンシップ教育を念頭において、実社会とのつながりを意識した参加・実践型の学習を進めることは、学びの意義を実感して学ぶ楽しさにつながり、「わかる授業」を実現する取組になると考えております。

また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは、不登校やいじめ問題の予防と解消等に効果があることから、「たのしい学校」を支える取組になると考えております。

このように三つの項目については、次期教育改革プランの施策と関連づけながら充実させていきたいと考えております。

**【質問議員】** 森崎 巨樹 議員

**【質問要旨】** 3 初等教育の未来に関して  
(1) 小規模特認校制度について

**【質問趣旨】** 小規模特認校制度のメリット・デメリットを踏まえ、どのように総括しているか。

**【回答要旨】** 1 制度の目的と導入までの経過

学校の小規模化が課題となる中、市教育委員会は平成25年2月に、久留米市立小中学校通学区審議会より「複式学級における教育上の課題は緊急の対応を要するため、複式学級を回避・解消するための施策を直ちに進めるべき」との中間答申を受けました。その当時、既に複式学級校であった浮島小学校、平成26年度に複式学級校となる見込みであった下田小学校及び大橋小学校の3校において複式学級の回避・解消を目的に、校区外からの就学を認める小規模特認校制度を導入したところです。

2 制度の評価

平成25年度及び26年度の2回の児童募集により3校で35名の児童が入学・転入学した結果、いずれの学校も特認校制度による児童の増加により学校の活性化に繋がり、農業体験学習や英語学習、ボランティア活動等、教育活動の特色化が一層図られました。くわえて、1校では複式学級を回避でき、児童の学習・生活面及び学校運営上の一定の成果が認められました。

しかしながら、既に複式学級が固定化した学校などの2校では、特認校制度を活用しても複式学級を回避・解消できず、著しく児童数が減少している学校に対する方策としては、効果が認められませんでした。さらに、これらの児童数が減少した学校で、特認校による募集を継続すると、校区外の児童が地元児童数を上回る恐れがあり、家庭・地域と連携した学校づくりにも影響を与える懸念があることから、市教育委員会では、長期的・抜本的な小規模化対応の方策としては有効ではないと総括しております。

3 今後の運用について

このような特認校制度の評価を踏まえ、制度の導入にあたっては、  
①複式学級が発生する見込みがあるが、その拡大にいたらないこと  
②複式学級の回避に必要な児童数が確保できること  
③入学・転入学児童の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に対する懸念がないこと  
という条件を満たす学校を対象に、小規模化対応の一方策として運用していくこととしています。

この運用の考え方にに基づき、特認校制度については、今後も児童数推計をもとに成果が期待できる学校を慎重に選定し、必要性、適時性を十分検討しながら、活用をしていきたいと考えています。

**【質問議員】** 森崎 巨樹 議員

**【質問要旨】** 3 初等教育の未来に関して  
(2) 統廃合の考えについて

**【質問趣旨】** 今後、学校の小規模化が進む中で、教育環境を整備するという観点から、学校の統廃合の検討状況はどうなっているのか。

**【回答要旨】** 1 児童数推計と学校小規模化対応の考え方  
全国的に少子化が進む中、本市の小・中学校の児童生徒数につきましては、ここ30年間にわたる減少傾向によりピーク時の約60%となっております。特に小学校の小規模化が顕著となっており、直近の推計では、複式学級校は、小規模特認校制度で回避・解消できなかった2校のほか、平成30年度に新たに1校が加わり、計3校となる見込みです。  
市教育委員会としましては、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもの「生きる力」を育むことができる学校教育を保障する観点から、複式学級校への対応については喫緊の課題であると認識しています。

2 対応状況について  
平成27年2月に通学区域審議会から受けた答申においては、教育上の課題が深刻である複式学級の回避・解消を目指した学校の統合を優先して行うべきであるとされております。

現在、市教育委員会では、文部科学省が平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考としつつ、通学区域審議会の答申を踏まえた本市小学校の小規模化対応方針の策定に向けて、継続的に協議を進めています。また、小規模化への対応が地域コミュニティ等にも影響を与えることから、関係部局と協議・検討を行っているところです。

今後、これらの協議を踏まえ、未来を担う子どもたちにとって、より良い教育条件・教育環境を整備することを第一義として、小規模化への対応に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

**【質問議員】** 坂井 政樹 議員

**【質問要旨】** 4 教育行政について  
(1) 教育大綱における市長の思いについて

**【質問趣旨】** 教育大綱について、総合教育会議の協議を踏まえて、市長として、どのような思いを込めて策定し、どのような特色があるのか。また、策定した大綱の実現に向けて、総合教育会議を活かしながら、今後どのように取り組んでいくのか。

**【回答要旨】** 1 大綱策定にあたっての思いとその特色について  
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、本年度より、すべての地方公共団体で、首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置するとともに、首長が教育に関する大綱を策定することとされました。  
久留米市においては、総合教育会議を11月までに3回開催し、教育委員会との協議結果を踏まえて、「教育に関する大綱」を策定いたしました。

本市では、新総合計画等に基づき「安心、活力に満ちた久留米市づくり」に取り組んでおりますが、そのためには、人づくりが非常に重要であるとの私の思いから、「一人ひとりを大切に、未来を担う人づくり」を大綱の理念としたところであります。

また、大綱の内容は、この理念を実現するために、学校教育や社会教育、文化芸術、スポーツなど、各分野の施策の方向性を示す3つの基本方針と、その中心施策を示した7つの基本目標により構成しております。

その特徴といたしましては、まず、学力とも密接に関連する子どもの貧困対策の推進や青少年の健全育成、学童保育所の充実など、市長部局の所管事項の中でも、子どもの健やかな育ちを支える重要施策を大綱に盛り込んだことがございます。また、これからの時代のニーズを踏まえ外国語教育を充実すること、さらに、文化芸術等を活かしたまちづくりの視点を踏まえて「久留米シティプラザ」や「美術館」の活用による本市の特色を生かした教育を掲げたことなどがございます。

## 2 今後の取り組みについて

今後は、大綱の内容を学校・家庭・地域に広く周知しながら、大綱の理念である「未来を担う人づくり」のための施策を教育委員会と連携して、積極的に進めていきたいと考えております。

また、教育委員会では、大綱を踏まえて学校教育分野を対象とした「次期教育改革プラン」が策定中ですので、このプランにおける施策・事業の実現についても力を注いでまいります。

今後とも、総合教育会議において、大綱の目標等の達成状況を確認し合い、必要な協議を行うなど、これまで以上に教育委員会との緊密な連携に努めていきたいと考えております。

**【質問議員】** 坂井 政樹 議員

**【質問要旨】** 4 教育行政について  
(2) 次期教育改革プランについて

**【質問趣旨】** 大綱を踏まえた次期教育改革プランの策定において、新たな成長戦略の基盤としての教育の充実、特に、理科教育の充実に対する基本的考え方、今後どのような取り組みを展開していくのか伺いたい。

**【回答要旨】** 市教育委員会では、教育に関する大綱を受けて平成28年3月の次期教育改革プランの策定に向け、教育改革推進会議で検討を進めております。

特に久留米市は、ものづくりの優れた先人を輩出してきた歴史から、その伝統や文化を継承していく上でも、児童生徒の科学的な見方考え方や問題解決のプロセスの習得を重視する理科教育は、大変重要であると認識しております。

## 1 これまでの理科教育の取組について

第2期教育改革プランでは、具体的目標の1つである「確かな学力の育成」において、理科教育の充実を施策に掲げ、理科教育センター事業として、理科教育の課題に即応した授業改善の調査研究や、小中交流による授業づくり研究会等をとおして教員の指導力向上を図るとともに、児童生徒の興味・関心を高める理科作品展の開催などに取り組んでまいりました。

具体的に調査研究においては、久留米市の理科授業の課題を分析・整

理し、授業改善や学習環境改善に向けた視点や方法について探究し、その成果を授業づくりのポイントが一目でわかるリーフレットにまとめ、全校に配布しました。調査研究の継続4年目を迎えた本年度は、このリーフレットの内容を活用し、校内研修用にプログラム化したDVDを作成しているところです。

また、理科作品展については、本年度で68回目を迎え、年を追うごとに作品応募と来場者が増えるなど児童生徒の興味・関心も高まりを見せております。さらに同時開催の「サイエンスフェア」では、県青少年科学館及び久留米工業大学の協力を得て、ものづくりや科学体験等を行っており、参加者も年々増加傾向にあります。

## 2 今後の取組について

現在策定中の次期教育改革プランには3つの重点として「わかる授業」「楽しい学校」「久留米版コミュニティ・スクール」を位置づけており、ものづくりを支える理科教育を充実させることは、重点の一つである「わかる授業」で目指す学力の保障と向上に資するものと考えております。

そのため、理科教育センター主催の研修会において、授業づくりのリーフレットやDVDの効果的な活用を促すこと、また、市教育センターでは、大学等と連携し理科実験・実技の習得のための専門研修講座の開設などに取り組んでいきます。

加えて、現在行っている久留米工業大学や久留米高専と連携した授業の他、福岡教育大学とも親子で理科を学ぶ機会を新たにつくることを視野に入れた連携を図っていきたいと考えております。

これらの取組により、授業づくりや教員の専門性、指導力向上を図りながら久留米市ならではの理科教育の充実を目指していきます。

**【質問議員】** 坂井 政樹 議員

**【質問要旨】** 4 教育行政について  
(2) 次期教育改革プランについて【2回目】

**【質問趣旨】** 情報を取捨選択し、分析・判断するとともに、十分な協議・調整し答えを見いだしていく総合的な課題解決力を子どもたちにどのようにして身に付けさせていくのか、現在策定中の教育改革プランにおける基本的な考え方について

**【回答要旨】** 1 次期教育改革プランの基本的考え方について

次期教育改革プランでは、自分が生まれ育った久留米への愛着と誇りをもち、大人になっても久留米への貢献を思っていること、周りの人と協調的・協同的に、変化の激しい社会をたくましく生きることができ児童生徒の育成を目標としたいと考えております。

そこでは、めざす姿を「夢や目標に向かって学ぶくるめっ子」と設定し、子どもたちに育成する3つの力として、学びへの意欲や知識・技能、思考力・判断力・表現力を育む「まなぶ力」、よりよい人間関係を構築し、チームで協同する「つながる力」、考え抜き、困難を乗り越えようとする「やりぬく力」を掲げ、ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力を育成していききたいと考えております。

これは、中央教育審議会が今年8月に、将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会やグローバル化が進展する社会に向けて、新しい時代に必要な3つの資質・能力として公表した、各教科等に関する「個別の知識・技能」、問題発見・協働的問題解決のための「思考力・判断力・表

現力」、社会や世界と関わり、よりよい人生を送るための「人間性や学びに向かう力」とも符合させており、未来を担う子どもたちに求められる総合的な課題解決力ということが出来ます。

この実現に向けて、次期教育改革プランでは3つの重点として、学力の保障と向上をめざす「わかる授業」、安心・安全な学校づくりをめざす「たのしい学校」、学校・家庭・地域の協働をめざす「久留米版コミュニティ・スクールの推進」を位置づけて取組を進めたいと考えております。

これらの取組を実効性のあるものとするため、現在、「効果の持続と課題の改善」をキーワードに具体的な施策や事業を検討している状況であります。

したがってこの中で、総合的な課題解決力の育成の観点を踏まえ、具体的な施策事業の検討を進めたいと考えております。

**【質問議員】** 田中 多門 議員

**【質問要旨】** 4 教育問題について

**【質問趣旨】** 様々な専門職種が関わっていくチーム学校に対する市教育委員会の認識とチーム学校を有効に機能させるために必要な校長のマネジメント力の向上についてどのように考え、教職員の多忙化解消に取り組んでいくのか。

**【回答要旨】** 1 「チーム学校」に対する認識

文部科学省においては現在、学校の複雑化・多様化する課題に応じるため、教職員と外部の専門家が一体となって対応する「チーム学校」が構想されています。

本市においても、学校の教育機能や役割の拡大、児童生徒の個別ニーズの多様化に対応するため、教職員の多忙感が増しており、その軽減が課題となっております。したがって、教職員が教育の専門職としての指導力を十分に発揮し、学校の教育活動に専念できる環境を整備することは、一層重要な課題であると考えております。

そのため、学校に多様な専門性を持つスタッフを配置することにより、チームとして教職員と適切に役割分担し、学校が抱える課題の解決に協働で取り組む意識の醸成と体制づくりが不可欠となっております。あわせて、教職員と専門性を持つスタッフとの連携を効果的に進めるためには、校長のリーダーシップやマネジメント力が大変重要であると考えております。

2 本市の現状について

本市では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど必要な人材の学校への配置や派遣を行っております。

具体的には、児童生徒等の心のケアを行う各学校へのスクールカウンセラーの配置、子どもが抱える諸問題の解決に向けて関係機関との連携を図るスクールソーシャルワーカーの派遣、不登校の予防と解消のために小学校には生徒指導サポーターの配置、中学校には校内適応指導教室助手の配置などを行っております。

また、これらの専門スタッフの有効な活用を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、その役割や活用の手順についての手引きを作成し、学校に配付しています。あわせて、専門スタッフの資質向上のための研修を行うほか、管理職に対しては、学校の課題解決や危機管理のためのマネジメントに関する研修を行っ

ているところです。

### 3 今後の取組等について

今後とも、様々な課題に対応するためのチーム学校の体制構築を目指し、専門スタッフの拡充に努めたいと考えております。あわせて、市教育センターにおける管理職へのマネジメント研修の中で、専門スタッフを効果的に生かすための学校の組織づくりや運営等のマネジメント力の向上を図りながら、教職員の多忙感の解消に努めていきたいと考えております。

**【質問議員】** 田中 多門 議員

**【質問要旨】** 4 教育問題について【2回目】

**【質問趣旨】** 専門職の活用に加えて、地域の人材を活用することによって、教職員の多忙感を解消できるのではないかと。久留米版コミュニティ・スクールの中で、どのように学校を支援する地域人材の確保、活用していくのか。

**【回答要旨】** 1 地域人材の活用について

学校の教育機能や役割の拡大等に伴う教職員の多忙感を解消するためには、多様な専門性を持つスタッフの活用とともに、保護者や地域の方々による学校への支援が不可欠であると考えております。

現在、市教育委員会では、全ての小中学校に設置した地域学校協議会を核として、学校、家庭、地域が協働した取組を行う「久留米版コミュニティ・スクール」を推進しております。この中で、学校が中心となりながら保護者も含めた地域人材を活用することは、教職員の多忙感解消にもつながるものと考えております。

これまででも、小学校における登下校時の見守りや読書ボランティア、中学校の部活動における外部指導者、放課後学習における学習支援ボランティアなど、多くの地域の方々にご協力とご支援をいただいているところです。

### 2 今後の取組みについて

本年度から地域学校協議会の取組をより実働的なものとするために、新たに補助金を交付する仕組みを取り入れています。こうした取組により、地域の人材の活用を一層進めながら、教職員の多忙感の解消につなげていきたいと考えております。

平成27年第5回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨  
 質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
森崎 巨樹 議員	2 スポーツ環境の充実について （1）多様な（マイナー）スポーツについて （2）スポーツ環境の充実（競技スポーツに触れる機会）について

（市民文化部関係・発言順）

個人

【質問議員】 森崎 巨樹議員

【質問要旨】 （1）多様な（マイナー）スポーツについて

【質問趣旨】 マイナーな競技スポーツに対する支援を充実させて欲しい  
 久留米市筑後川漕艇場をもっと活用してほしい

- 【回答要旨】
- 1 競技スポーツ支援の基本的な考え方について  
 競技スポーツに対する支援につきましては、「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」の基本理念に基づき、スポーツによる自己実現を図るためには、必要であると考えております。
  - 2 競技スポーツへの支援の現状について  
 久留米市としましては、「スポーツ都市」宣言の理念に基づき、すべての市民が手軽にスポーツに参加することを目的に、公益財団法人久留米市体育協会を設立し、市民の生涯スポーツ及び競技スポーツの普及・推進を行なっており、その事業に対して補助金を交付しております。  
 競技スポーツに対する具体的な支援につきましては、市及び体育協会において、各競技団体が行う競技人口の裾野を広げるための初心者教室や指導者養成研修会及び各種スポーツ大会などの開催に対して支援を行っております。  
 また、県大会などで上位入賞した個人や団体に対しまして、全国大会などでの活躍を後押しするために「大会等参加奨励金」を支給しております。  
 これらのソフト面の支援につきましては、全てのスポーツを対象に、競技人口や年代などを限定することなく、幅広い支援に努めているところでございます。
  - 3 今後の対応について  
 久留米市としましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックによるスポーツ機運の高まりを活かし、さらなるスポーツの振興を推進してまいりたいと考えております。  
 競技スポーツへの支援につきましては、より効果的な支援のあり方等について、競技人口の少ない競技スポーツを含め、各競技団体と意見交換を続けながら検討してまいります。
  - 4 久留米市筑後川漕艇場の活用について  
 久留米市筑後川漕艇場では、これまで「福岡県高等学校カヌー選手権大会」などの競技大会に加え、市民が楽しめる「Eボートフェスティバル」やカヌ

一の乗船体験ができる「筑後川カヌーフェスティバル」などのイベントも開催され、市民が気軽に水上スポーツを体験する場として、活用されております。

筑後川漕艇場につきましては、関係競技団体と連携し、水上スポーツの各種大会や多くの市民が楽しめるイベントなどを開催することによりまして、施設の活用に努めてまいりたいと考えております。

**【質問議員】** 森崎 巨樹議員

**【質問要旨】** (2) スポーツ環境の充実（競技スポーツに触れる機会）について

**【質問趣旨】** 子どもたちが、間近にトップレベルの試合「観る」機会を増やすと共に、「触れる」機会を作ってほしい。  
全国大会に出場するなど市内で活躍している選手を広く PR してほしい。

**【回答要旨】** 1 「観る」スポーツについて

全国大会やプロスポーツなど、レベルの高いスポーツを「観る」ことは、競技アスリートの励みとなり、競技力の向上が期待できると共に、子どもたちに夢を与える貴重な機会であり、久留米市としましても積極的な誘致に取り組むべきであると認識しております。

2 大会等の開催及びスポーツに「触れる」機会について

現在、久留米市内の体育施設では、久留米市はもとより、施設の管理者である指定管理者や民間事業者並びに各競技団体が主体となって各種スポーツ事業が実施されております。その中で、「久留米市ベストアメニティ国際女子テニス大会」や「福岡ソフトバンクホークスの2軍戦」及び「プロバスケットボール公式戦」など、トップレベルのスポーツを間近に見ることができるイベントが開催されております。当日は、子どもたちがトップレベルの選手に直接指導してもらうなど、貴重な経験をすることができています。

また、元オリンピック選手などの有名選手を招いたスポーツ教室を通して、子どもたちがトップレベルのスポーツに「触れる」機会が生まれています。

3 今後について

現在、「するスポーツ」「観るスポーツ」「支えるスポーツ」という3つの視点を基本コンセプトとした、(仮称)久留米スポーツセンター体育館の整備を進めております。

平成30年4月に予定している当施設の供用開始を、大きな契機と捉え、全国及び国際レベルの大会や東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプなどの誘致に取り組むと共に、指定管理者や民間事業者並びに各競技団体との連携を強化し、トップレベルのスポーツを間近に感じる機会の創出に努めてまいります。

4 優秀な成績を残した選手のPR

優秀な成績を残した選手のPRにつきましては、ホームページ等で周知すると共に、表敬訪問などを通して、報道機関への情報発信を行っているところです。

また、国際大会及び全国大会の優勝など、優れた成績を残した選手に対しましては、市の規程に基づき表彰し、選手の功績を称えると共に、市内外へのPRに努めております。

引き続き、地元選手の活躍に関する情報収集に努め、効果的なPR活動の充実に取り組んでまいります。

**【質問議員】** 森崎 巨樹議員

**【質問要旨】** (2) スポーツ環境の充実（競技スポーツに触れる機会）について【2回目】

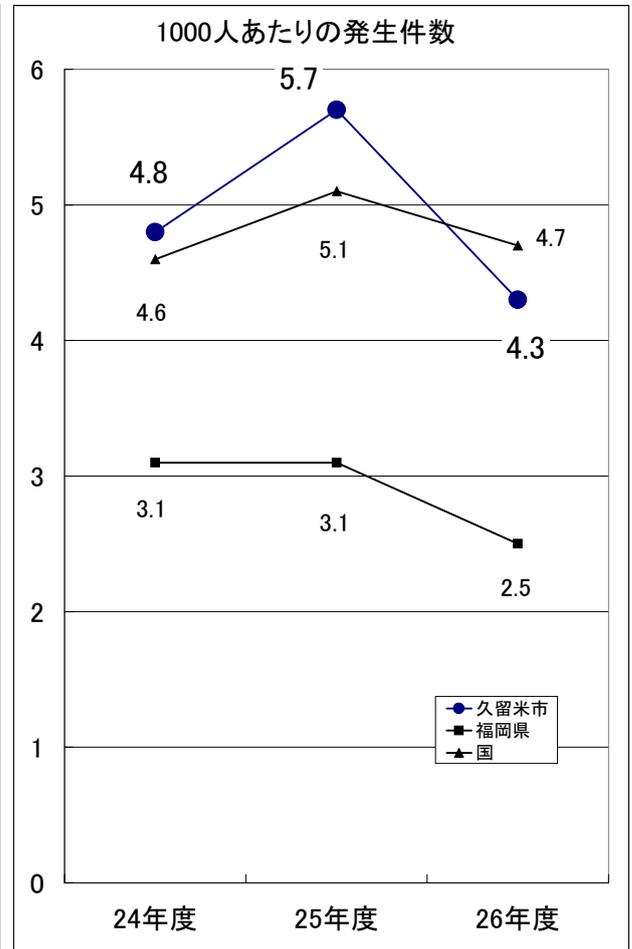
**【回答要旨】** 1 活躍選手のPRを通じた久留米市の魅力向上について  
久留米市内には、スポーツを通じて幅広く活躍されてある方が、数多くいらっしゃいます。  
平成27年度におきましても、テニス競技において国際大会の公式審判員として、永きにわたり活躍されました岡村徳之(おかむらのりゆき)様、また、「世界テコンドー選手権大会」で優勝されました濱田真由(はまだまゆ)様に対しまして、久留米市スポーツ功績賞を授与し、お二方の功績を称えると共に、市内外に広くPRさせていただいたところです。  
このような地元選手の活躍は、久留米市に活力を与え、市内外に向けて「スポーツが盛んなまち」という、久留米市の魅力向上につながり、定住促進という観点からも、非常に有意義であると認識しておりますので、引き続き、PR活動の充実に努めてまいります。

# 平成26年度児童生徒問題行動等調査結果について

## 1 暴力行為について

### (1) 発生件数及び発生率（1000人あたりの発生件数）

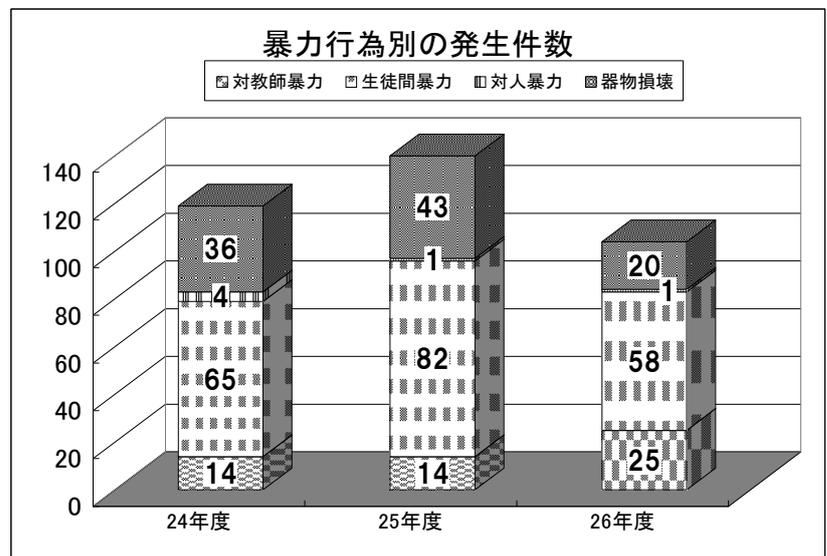
	学校種	暴力行為発生件数	合計	発生率	小中発生率
H24	市	小学校	119	0.4	4.8
		中学校		113	
	県	小学校	1,255	0.3	3.1
		中学校		1,185	
	国	小学校	45,344	1.2	4.6
		中学校		37,137	
H25	市	小学校	140	0.2	5.7
		中学校		136	
	県	小学校	1,244	0.5	3.1
		中学校		1,114	
	国	小学校	49,724	1.6	5.1
		中学校		39,044	
H26	市	小学校	104 (102)	0.4	4.3 (4.2)
		中学校		98 (96)	
	県	小学校	1,013	0.3	2.5
		中学校		940	
	国	小学校	45,987	7.0	4.7
		中学校		34,704	



※（ ）内は修正前件数  
※H26年度の国・県の数値は平成27年9月16日付公表値

### (2) 暴力行為状況別の発生件数

	対教師暴力	児童生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	
H24	市	14	65	4	36
	県	195	772	24	264
	国	7,694	26,204	1,134	10,312
H25	市	14	82	1	43
	県	225	771	17	231
	国	9,046	27,998	1,187	11,493
H26	市	25	58	1 (0)	20 (19)
	県	190	644	27	152
	国	8,191	26,715	1,125	9,956



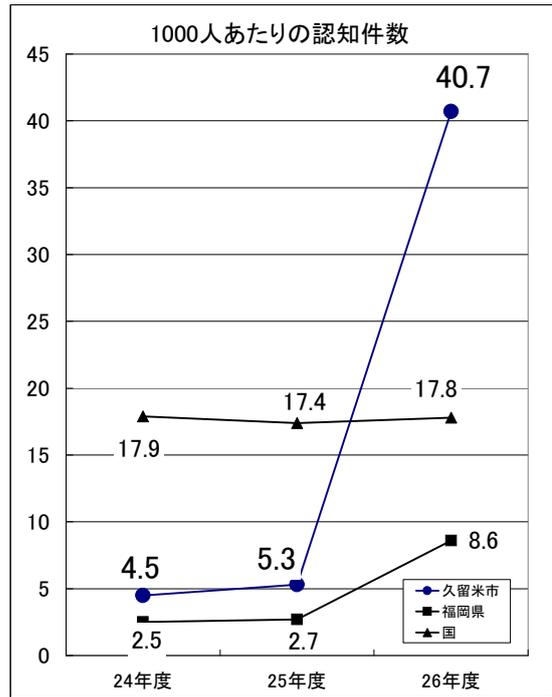
※（ ）内は修正前件数

※グラフ内数字は件数

2 いじめについて

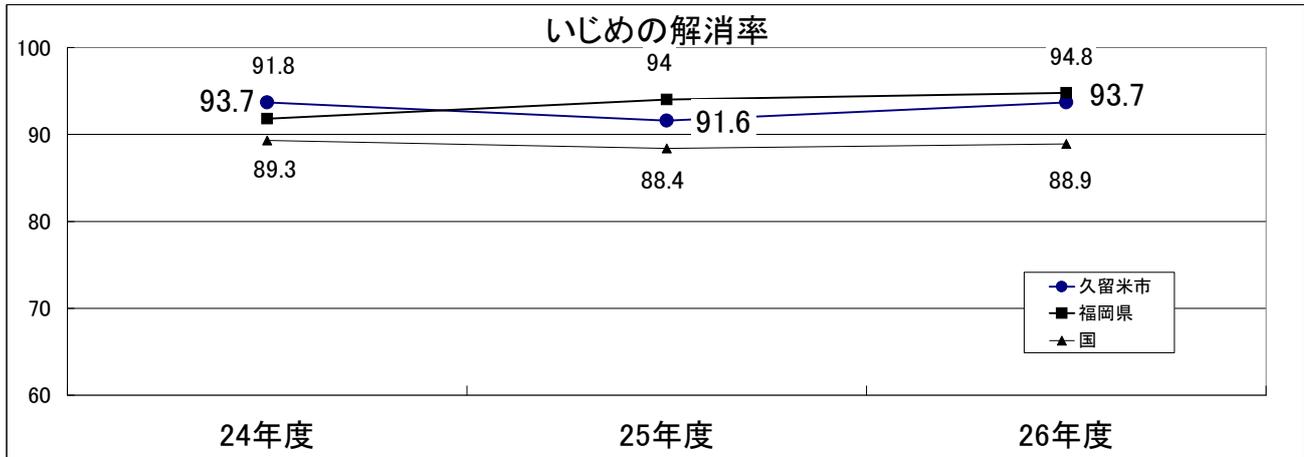
(1) いじめ認知件数及び認知率〔1000人あたりの認知件数〕

		学校種	認知件数	合計	認知率	合計
H24	市	小学校	65	111	4.0	4.5
		中学校	46		5.6	
	県	小学校	395	997	1.5	2.5
		中学校	602		4.5	
国	小学校	116,258	177,189	17.5	17.9	
	中学校	60,931		18.6		
H25	市	小学校	67	131	4.1	5.3
		中学校	64		7.8	
	県	小学校	546	1,109	2.0	2.7
		中学校	563		4.2	
国	小学校	117,688	171,334	17.9	17.4	
	中学校	53,646		16.4		
H26	市	小学校	933 (53)	999 (94)	56.9 (3.2)	40.7 (3.8)
		中学校	66 (41)		8.1 (5.1)	
	県	小学校	2594	3,462	9.6	8.6
		中学校	868		6.5	
	国	小学校	121,635	172,835	18.8	17.8
		中学校	51,200		15.8	



※（ ）内は再調査前件数

(2) いじめの解消率〔認知件数に対する解消件数の割合〕の推移(%)



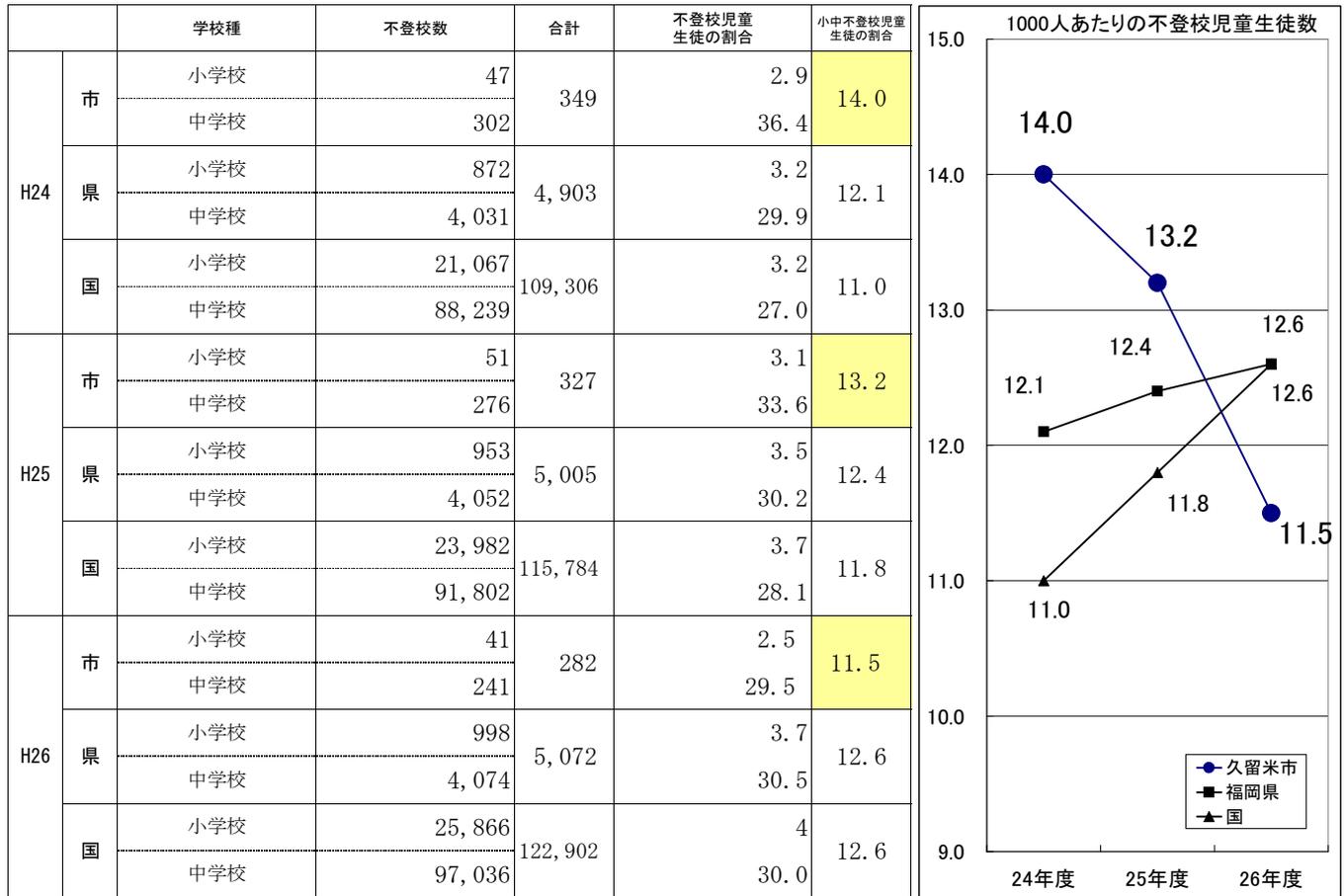
(3) いじめの態様別の割合(%)

区 分	市		県		国	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	75.9	68.2	75.3	67.9	63.4	67.7
仲間はずれ、集団による無視をされる。	15.9	4.5	14.8	12.8	20.7	15.9
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	22.1	15.2	17.2	19.8	24.4	18.3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	2.1	4.5	3.1	7.6	8.5	5.7
金品をたかられる。	0.9	1.5	1.1	3.5	2.1	1.6
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1.7	13.6	3.2	7.0	7.4	6.5
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	4.4	7.6	4.2	10.8	8.2	6.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0.5	7.6	1.1	5.9	1.3	7.6
その他	1.4	13.6	2.9	4.7	4.8	3.5

いじめ認知件数に対する割合で複数回答可。

### 3 不登校児童生徒について

(1) 不登校児童生徒数及び不登校児童生徒の割合（1000人あたりの不登校児童生徒数）



(2) 不登校になったきっかけと考える状況別の割合（%）

区 分		市		県		国	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学校に係る状況	いじめ	0.0	1.2	1.7	1.5	1.2	1.1
	いじめを除く友人関係をめぐり問題	17.1	21.2	10.2	19.5	11.2	15.4
	教職員との関係をめぐり問題	2.4	3.3	4.2	3.0	3.3	1.6
	学業の不振	4.9	11.2	8.2	14.4	7.0	9.1
	進路にかかる不安	0.0	5.0	0.9	3.9	0.4	1.6
	クラブ活動、部活動への不応	0.0	3.3	0.4	4.0	0.2	2.2
	学校のきまり等をめぐり問題	0.0	6.2	0.8	6.6	0.6	1.9
	入学、転編入学、進級時の不応	0.0	7.1	2.4	5.7	2.2	2.8
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	19.5	5.0	14.2	7.2	9.2	4.7
	親子関係をめぐり問題	24.4	18.7	27.3	15.3	19.1	8.7
	家庭内の不和	4.9	11.6	5.8	7.0	4.7	3.6
本人に係る状況	病気による欠席	2.4	10.8	19.9	12.0	9.2	7.5
	あそび・非行	2.4	12.0	1.4	14.6	0.9	8.8
	無気力	19.5	29.5	23.8	32.2	23.1	27.3
	不安などの情緒的不安	26.8	23.7	27.0	22.2	36.1	28.0
	意図的な拒否	9.8	2.5	5.2	7.1	5.8	5.0

いじめの認知の具体的例（出典：文部科学省）

<p>事例 1</p>	<p>●定期的ないじめアンケートにA君がいじめを受けたことがあると回答とした。後日、A君に面談で確認した内容は以下のとおり。（A君、B君、C君の証言は一致）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手であるA君はB君からミスを責められたり、みんなの前でばかにされたりしてとても嫌な気持ちだった。</li> <li>・しかしB君と仲がよいC君が、「かわいそうだよ。」と助けてくれて、それ以来、B君から嫌なことはされていない。</li> <li>・その後、A君もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、B君に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみなっている。</li> </ul>	<p>【定義に照らしていじめとして認知する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知しない理由に「いじめが解消しているの</li> </ul> <p>での」の回答があったが、いじめの初期の段階や、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても漏れなく認知件数に計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A君とB君の関係は、今後も留意して見ていく必要がある。</li> <li>・同程度の事案は、学校生活で頻繁に発生していると考えられるが、本調査では、<u>認知の割合は11%～94%と自治体間での差が大きい。</u>このことが、<u>問題行動等調査の自治体間の認知件数の差に大きく影響している</u>と考えられる。</li> </ul>
<p>事例 2</p>	<p>●「A君がB君からいつもいじめられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろと命令している。</li> <li>・楽しく話しているときもあるが、B君が気に障ることがあると（自分（C君）はAが、たいしてひどいことは言っていないと思うのだが）「ふざけんな。」と言ってA君を蹴ったり、叩いたりする。A君はなんで自分だけやられるのかとC君に不満を漏らした。</li> <li>・B君が、「Aはむかつくから無視しよう」と言っていたことがある。</li> </ul> <p>●後日、A君は確認すると、「B君は友達であり、いじめとは思っていない。先生は余計なことはしないで。」と言った。</p> <p>●後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。よく腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。</p>	<p>【定義に照らしていじめとして認知する。】</p> <p><u>本人が否定してもいじめと判断できるものであり、本事案については、自治体間の差は少ない。</u>いじめの被害者は、いじめを受けていることを否定することがしばしばあるので、引き続き留意して認知に努める必要がある。</p>

<p>事例 3</p>	<p>●保護者が自分の子供A君が学校でいじめを受けていると担任に相談してきた。概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的に誰から、どのようなことをされているのか説明はなく、母親によると、学校から配られた「いじめのサインチェックシート」にある「学校のことを話したがらない」「食欲がない」「表情が暗い」等、該当する項目がたくさんあり、いじめにちがいないと思っているとの説明であった。</li> <li>・A君は学校でリーダー的な存在であり、担任から見てもとても楽しいそうに学校生活を送っている。担任は、すぐにA君と面談をすると「家で母親から塾へ行けとか、学校で何があったとか、ゲームをするとか細かく言われ続けることで嫌になっている。本当は家に帰りたくない。」と言っていた。</li> <li>・学校で嫌なことはあるのかと聴くと「学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言っていた。</li> <li>・後日、母親に「いじめは受けていないと思う。」と伝えると「自分もいろいろ考えたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べきれいなだけで必ず嫌に思っていることがあるはずだ。いじめがあるものとして対応してくれ。」と求められた。</li> </ul>	<p>【いじめと認知していない。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例に示した情報からは、<u>現時点でいじめの事実は確認できない。</u>しかし、<u>母親の心配をしつかりと受け止め、注意深く状況を把握し（その後、母親の訴えのとおりにいじめが判明することもあり得る）、家庭との連絡を密にして対応する必要がある。</u></li> <li>・本事案については自治体間の差が比較的大きい。国のいじめ防止基本方針にいじめの重大事態について「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」との記載があるが、これは重大事態の報告・調査等についての記載であり、これをもって<u>学校が認知していないいじめを認知したと報告することは当たらない。</u></li> </ul>
<p>事例 4</p>	<p>●定期的なアンケート調査を実施したところ、A君がいじめを受けていると記載していたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていると記載してきた。概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくクラスでも威圧的な存在であった。</li> <li>・B君、C君、D君、E君はA君から使い走りのように扱われ、時に暴力を受けることもあった。この暴力については、A君も認めており保護者に来校いただき指導するとともに被害者に謝罪も行っている。</li> <li>・しかし、その後も暴力はふるわないものの、威圧的な態度が続いたため、嫌になってB君、C君、D君、E君がA君と距離をとっている状態であった。</li> <li>・A君は無視されていることを主張し、B君、C君、D君、E君はいまだに威圧をかけられたり、用事を頼まれたり一緒にいるのが怖いと言っている。</li> </ul>	<p>【定義に照らしていじめとして認知する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A君による「B君、C君、D君、E君」に対するいじめとして認知する。（問題行動等調査では4件となる。）。A君と「B君、C君、D君、E君」の双方がいじめを主張しているため「けんか」と判断した可能性が考えられるが、表面上の解釈ではなく、状況を総合的に把握する必要がある。A君に対しては、A君の主張も聞いた上で、以前指導したことが改善されていない点を丁寧に指導する。</li> <li>・認知しない理由に「A君の暴力行為と考え、いじめとは認知しない」との回答があったが、被害者の訴えをはじめ、威圧を受けるなどいじめと認知できる状況であり、暴力行為といじめの双方に計上することが適切である。</li> <li>・この事案も自治体間での差が比較的大きいが、<u>いじめを「対人関係のトラブルとして扱い認知件数に計上しない」等の自治体があると調査で大きな差になってしまうので留意する。</u></li> </ul>

## 平成25年度 都道府県別 いじめの認知件数(国公立)

順位	都道府県	認知件数(件)	1000人当たりの認知件数(件)
1	京 都 府	28,118	99.8
2	鹿 児 島 県	14,240	72.0
3	宮 崎 県	9,452	71.5
4	宮 城 県	17,567	69.2
5	千 葉 県	20,446	31.2
6	大 分 県	3,496	27.1
7	和 歌 山 県	2,649	23.7
8	山 梨 県	2,254	22.4
9	山 形 県	2,712	21.4
10	熊 本 県	3,925	19.1
11	茨 城 県	4,706	13.7
12	愛 知 県	11,220	13.2
13	岐 阜 県	3,072	12.9
14	長 崎 県	1,955	12.1
15	静 岡 県	4,529	10.9
16	秋 田 県	1,115	10.6
17	福 井 県	855	9.2
18	栃 木 県	2,028	9.0
19	奈 良 県	1,298	8.2
20	東 京 都	10,073	8.1
21	神 奈 川 県	7,297	7.8
22	石 川 県	1,014	7.8
23	滋 賀 県	1,331	7.8
24	徳 島 県	578	7.1
25	高 知 県	540	6.9
26	青 森 県	968	6.6
27	北 海 道	3,669	6.5
28	岩 手 県	849	6.0
29	長 野 県	1,455	5.9
30	三 重 県	1,255	5.9
31	山 口 県	894	5.9
32	群 馬 県	1,307	5.8
33	富 山 県	686	5.8
34	新 潟 県	1,394	5.5
35	大 阪 府	5,021	5.2
36	兵 庫 県	2,829	4.6
37	岡 山 県	1,023	4.6
38	島 根 県	344	4.4
39	愛 媛 県	682	4.4
40	埼 玉 県	2,907	3.8
41	広 島 県	1,126	3.6
42	沖 縄 県	560	2.8
43	福 岡 県	1,441	2.6
44	鳥 取 県	157	2.4
45	香 川 県	270	2.4
46	佐 賀 県	238	2.3
47	福 島 県	258	1.2
	合 計	185,803	13.4



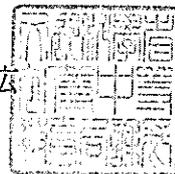
27初児生第26号  
平成27年8月17日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田 知 広



(印影印刷)

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に  
関する調査」の一部見直しについて（依頼）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。  
先日、岩手県矢巾町で中学2年生が自殺した事案では、亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けている旨を記載したものの、学校は、人間関係上のトラブルと捉え、しかもそのトラブルは解決済みと判断し、結局いじめと捉えませんでした。全国的にも、この事案と同様、いじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案があるのではないかと懸念しており、さきに発出した「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（平成27年8月4日付け27初児生第20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）においても緊急の点検をお願いしたところです。

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）における児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数については、都道府県間の差が極めて大きい状況であります（別添1のとおり、平成25年度分調査では最大で約83倍の差となっている。）、実態を正確に反映しているとは考え難く、問題行動等調査が国の施策を考える上で極めて重要な指標であることを踏まえると、看過し得ない課題となっております。

そこで、このたび、いじめの認知について抽出による聴き取り調査を実施した結果、いじめの認知をめぐる課題が明確になったので、従来、示しているものも含め、いじめの認知に関する考え方を記1のとおり示します。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可

した学校に対し、下記事項を周知するとともに、正確な状況の把握のため、既に提出いただいた平成26年度問題行動等調査「調査Ⅱ 平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」についてのみ、記2に記載の留意点を踏まえて見直しを行い、再度御提出いただくようお願いします。その際、各学校に対しては、アンケート調査や個別面談の結果、いじめの防止等の対策のための組織で共有した情報などを丁寧に精査し、認知漏れの絶無を期するよう御指導願います。

なお、提出の方法は、原則として平成26年度問題行動等調査と同様であり、詳細は、別添3を参照してください。

## 記

### 1 いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

反対に、いじめの認知件数が零又は僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。そのいずれであるかを検証するための有効な手段として、特に、昨年度中におけるいじめの認知が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認されたい。

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを

認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

- (5) 「いじめの真の発生件数／児童生徒数」に、都道府県間で数十倍の差があるとは考えられないことから、仮に、今回の再調査の結果、平成25年度分調査における児童生徒1,000人当たりの認知件数が上位に属さない都道府県において同件数が急増したとしても、それは、いじめの認知が正確に行われるようになり、実態をより正確に反映した数値になったというだけで、その都道府県におけるいじめの発生が増えたと捉える必要はないと考えられる。

## 2 見直しに当たり留意すべき点

- (1) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことになるものではない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (2) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ、慎重に確認すること。
- (3) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (4) 都道府県への抽出調査で使用した具体的な事例（別添2）を参照し、校内で共通理解を形成した上で、今回の再調査に当たること。
- (5) 平成26年度問題行動等調査「調査Ⅲ 平成26年度における小学校及び中学校における不登校の状況等」及び「調査Ⅳ 平成26年度における高等学校における長期欠席の状況等」の「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」に計上した事案については、特段の事情がない限り、今回の見直しにおいて、全て「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上すること。（別添4参照）

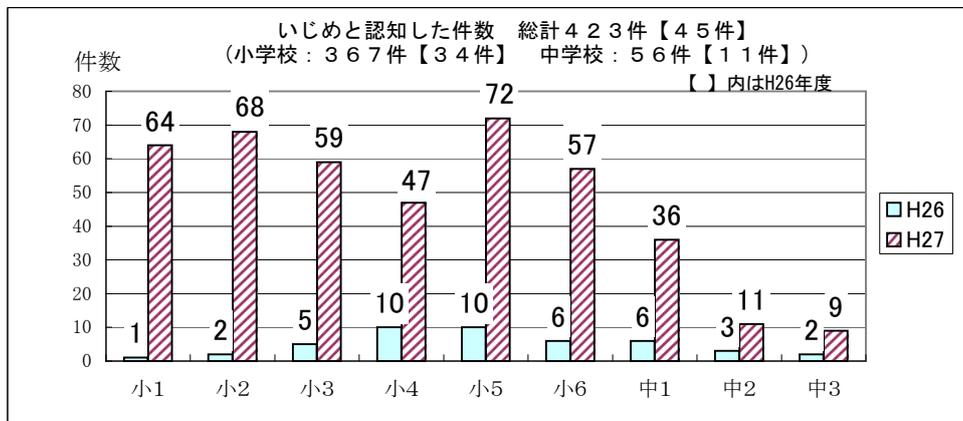
また、重大事態に計上したにもかかわらず、いまだ同項の規定による調査を実施していない場合は、速やかに調査を実施すること。

### (本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局  
児童生徒課生徒指導室  
生徒指導調査分析係  
生徒指導企画係、いじめ対策支援第一・第二係  
電話番号 03-5253-4111  
03-6734-3057 (直通)  
e-mail s-sidou1@mext. go. jp

## 平成27年度「いじめ問題対応強化月間」の取組のまとめ

### 1 強化月間(平成27年10月)の取組で「いじめ」として認知した件数(新規)について



### 2 「いじめ」として認知した事案への取組の結果について

	認知件数	解消	解消に向けて取組中
小学校	367件	248件	119件
中学校	56件	39件	17件
合計	423件	287件	136件

### 3 「いじめ」の態様について(複数回答)

区 分	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	238	40
仲間はずれ、集団による無視をされる。	63	5
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	99	11
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	10	1
金品をたかられる。	4	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	15	0
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	7	1
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	1	0
その他(手紙での中傷・非難)	10	11
計	447	69

### 4 「いじめ」の認知件数の推移(H17~26)

※H27は10月までの統計

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27※
小学校	5	70	24	15	10	12	6	65	67	933	437
中学校	14	67	23	11	17	24	27	46	64	66	81
合計	19	137	47	26	27	37	33	111	131	999	518

(注) H26は、再調査結果(再調査前 94件)

5 いじめ「認知事案」一覧

【小学校】

	学校名	学年	いじめの態様	具体的な対応・取り組み
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				

52			
53			
54			
55			

【中学校】

	学校名	学年	いじめの態様	具体的な対応・取り組み
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				





## 第4回「くるめ学」子どもサミットについて

### 1 目的

久留米の自然、産業、祭り、歴史、郷土の先人などについて知り、それを久留米のよさとしてとらえ、「ふるさと久留米」に対する誇りと愛情を育む「くるめ学」。子どもサミットを開催することで、各学校の「くるめ学」の学習成果を発表し合い、教職員に改めて「くるめ学」の趣旨や意義を周知するとともに、保護者や市民にも公開し、各学校における「くるめ学」が一層充実することを目指す。

### 2 参加者（483名）

児童生徒243名、小・中・特別支援学校の教職員124名、来賓2名、  
保護者・市民114名

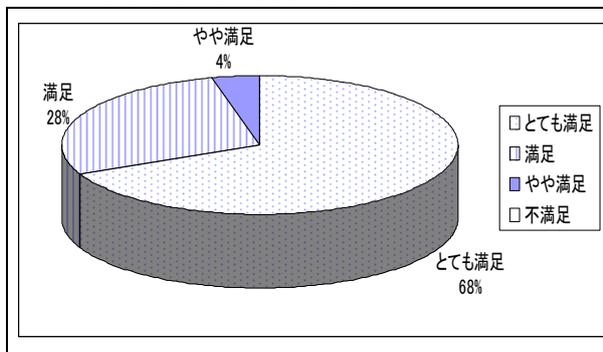
### 3 内容

13:50	開会行事
14:00	<b>発表1</b> 大城小学校（6年） 「仲間とともに～とどけ未来へ わたしたちの響き～」 <b>発表2</b> 三潴小学校（5年） 「再発見 三潴の米！」 <b>発表3</b> 西国分小学校（6年） 「集いたいな！ 祭り場 西国分」
14:45	休憩
14:55	<b>発表4</b> 三潴中学校（3年） 「赤ちゃんふれあい体験学習」
15:15	発表校の児童生徒、指導者によるシンポジウム
15:55	閉会行事

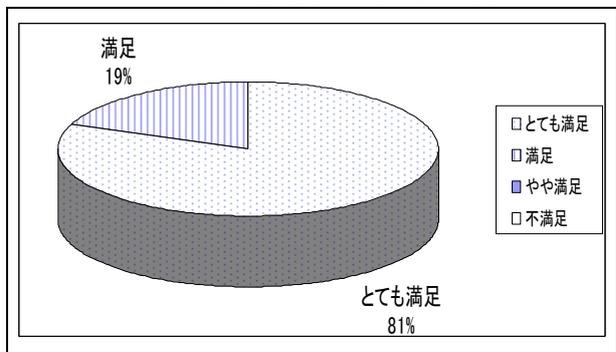
### 4 成果と課題

#### (1) 参加者の満足度について

教職員の満足度 (%) N=74



市民・保護者の満足度 (%) N=43



アンケート結果から、教職員の96%、市民・保護者の100%が、「くるめ学」子どもサミットに「とても満足」「満足」と回答。また「このサミットが、『くるめ学』の充実に役立つか」の問いに対し、「とても役立つ」「役立つ」と96%の教職員が回答。

## (2) 参加者の感想、意見（主なもの）

### ① 教職員

- ・学校の歴史、校区の文化、伝統、規模も異なる小学校、中学校の皆さんがこれまでの総合的な学習の時間に学んだことの中から、最も市民に伝えたいことを選び、精一杯表現されていたことは素晴らしかった。
- ・教科学習ではない、地域の人・もの・ことに実際にふれての学習が、いかに大切なものか子ども笑顔を見て感じた。
- ・シンポジウムで副読本の使い方（学び方コーナー等）を紹介していただき参考になった。
- ・地域の伝統やよさを発見する喜びを味わうことができる学習につなげていきたい。また、伝えるためのプレゼンテーション力も高めていきたい。
- ・地域をどのような視点で調べていけばよいか、発表を見せていただいたことで、大変参考になった。
- ・資料として指導案が載っていたので、これまでの取組の流れが分かりやすかった。
- ・副読本〇級編〇ページを中心に学習を深めた、△ページを効果的に活用できたということを発表の中でふれるようにしていくと、副読本の意義をアピールすることにつながるのでは。
- ・発表だけでなくシンポジウムがあったので、子どもたちの生の声（感想等）を聞くことができよかったです。
- ・「くるめ学」について興味を持っている子ども、将来役に立つと考えている子どもが多いことを知ることができた。
- ・シンポジウムで、さらに、学び方や追究の過程、学習での苦労や工夫を出し合うといいと思った。
- ・中教研（総合部会）とリンクし、各校の取組をまとめていくと役に立つと思う。

### ② 市民・保護者

- ・子どもたちに発表の場を与えていただいて、より一層励みになったと思う。
- ・自分達の地域のよさを学び、それを一生懸命に伝えようと発表する姿が、とても、よかったです。
- ・自分の校区を大切にしようとする心も育っているのではないかと思った。
- ・どの学校も、地元の「くるめ学」をよく学び、よく発表されていた。これからも続けてもらいたい。
- ・各地域の特色をテーマに皆で学び、そのことを発表すること、自分達の思いや学んだことを伝える工夫は、よい体験になったと思う。
- ・子どもの学習を通して、親自身も改めて知る機会になったのがよかった。

## (3) 課題と改善に向けて

課 題	改 善 点
●サミットの「くるめ学」研修会としての位置付け	○「くるめ学」の授業づくりに関する専門家による指導・講話と、児童・生徒の発表及びシンポジウムの2部制について検討する。
●発表内容、発表方法	○より探究的、協同的な学びの過程が分かるように発表内容・方法を工夫する。 ○サミット発表校への事前の指導を充実する。 ○「くるめ学」の発表ということを意識し、学習前 と学習後の久留米に対する思いの変容についてふれるようにする。
●教職員の参加体制	○他の研修会の開催の動向等を考慮して、各校の参加人数を検討する。
●市民の参加体制	○地域学校協議会委員に案内を配布し参加を募る。

## 平成28年度久留米市立中学校選択制の状況

(平成27年12月1日確定)

- 1 対象者数 平成28年度中学校新1年生
- 2 対象中学校数 久留米市立中学校17校
- 3 申請期間 平成27年10月27日～平成27年11月13日
- 4 変更申請期間 平成27年11月24日～平成27年11月30日
- 5 抽選実施校 なし
- 6 結果

(単位:人)

申請者数	決定者数	辞退
77	72	5

(単位:人)

中学校名	当初の 受入れ数上限	申請者数	他の中学校を 申請した人数	申請結果による 受入れ数上限	選択制による 最終決定者
	A	B	C	A+C	
城南	15	1	1	16	1
江南	20	2	17	37	2
櫛原	16	3	4	20	3
牟田山	20	22	0	20	19
諏訪	7	10	10	17	9
良山	16	0	5	21	0
明星	20	7	23	43	7
宮ノ陣	10	0	0	10	0
荒木	10	3	4	14	3
筑邦西	20	12	2	22	12
屏水	20	1	0	20	1
青陵	16	3	8	24	2
高牟礼	20	13	0	20	13
田主丸	6	0	0	6	0
北野	9	0	0	9	0
城島	20	0	0	20	0
三瀦	6	0	3	9	0
総数	251	77	77	328	72

## 「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」(案) について

### 1. 策定の背景

#### 【国の動向について】

- 平成 20 年に、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を作成。医師の診断による「学校生活管理指導表」に基づく対応を行うこと等が示される。
- 平成 24 年、学校給食を原因としたアナフィラキシーショックの疑いによって、児童が亡くなるという事故を受けて、再発防止のための調査を実施。

#### ★調査結果のポイント

- ・食物アレルギーの児童生徒が増加している。
- ・「ガイドライン」の内容や管理指導表の提出が徹底されていない。
- ・一定の方針がないまま保護者の申し出にそって対応しているため、調理作業が複雑になり、結果的にミスにつながっている。
- ・学校内において組織的な対応がなされず、担当者に任せきりになっている。

- 平成 26 年 3 月「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」による最終報告とりまとめが行われる。
- 平成 27 年 3 月「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示される。

#### ★学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ・教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに各学校の取組を支援する。

### 2. 久留米市の学校給食における食物アレルギー対応状況について

- 中央共同調理場（14校に供給）は、H22年6月に作成した「中学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づく対応をしている。
- 単独調理場方式の学校（42校）と田主丸共同調理場（8校に供給）にはアレルギー対応マニュアルがなく、文科省のガイドラインを基に、各学校の判断で対応している。

※アレルギー食対応人数（H27年5月現在）

小学校 289 人・中学校 58 人 計 347 人

### 3. 策定の趣旨・目的

食物アレルギーを有する児童生徒が、心身ともに健康な学校生活を送ることができるよう、学校給食における確実な食物アレルギー対応を実施し、安全・安心な学校給食の提供を行う。

### 4. H28年度からの久留米市教育委員会の学校給食における対応方針案

#### (1) 各学校に食物アレルギー対応委員会等を設置し、組織的対応を行う。

学校長を委員長として、教頭、養護教諭、栄養教諭、学級担任等で構成します。

#### (2) 「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

原則として、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を毎年度求めるものとします。

#### (3) 完全除去対応を基本とする。

アレルギー原因食材を除去した献立を提供します。多段階の除去対応（少量可、加工食品可など）は行いません。

#### (4) 除去品目を統一する。

中央共同調理場は7品目、田主丸共同調理場及び単独調理場は11品目を除去品目として定めます。

#### (5) 一つの献立に対し、提供する除去食は一種類のみとする。

例えば、エビ除去シチューと牛乳除去シチューを作るのではなく、エビと牛乳の両方を除去したシチューを作るなど、提供する除去食は一種類のみとします。

#### (6) 代替食の提供は原則として行わない。

除去した献立に代替は行いません。除去食材がメインの献立になる場合は、一部弁当対応とします。

○上記方針に基づき、以下3種類のマニュアルの作成・修正を行った。

[単独校調理場版]「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（新規作成）

[中央共同調理場版]「中学校給食における食物アレルギー対応の手引き（H22.6）」（修正）

[田主丸共同調理場版]「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（新規作成）

### 5. 今後のスケジュール

○H27年12月～ 平成28年度からの方針について保護者へ周知

○H28年1月下旬～ マニュアルに基づき、アレルギー対応食を希望する保護者との面談開始

【单独校調理場版】

学校給食における  
食物アレルギー対応の手引き

(案)

平成27年 月  
久留米市教育委員会



## はじめに

近年、生活環境や食生活の変化に伴い、全国的にも食物アレルギーを有する児童生徒が増加しており、本市においても同様の傾向にあります。食物アレルギーは、時に生命にかかわる重大な症状を呈することもあり、日常生活を送るうえで十分な配慮が必要です。

学校給食における食物アレルギーについては、文部科学省監修の下、平成 20 年 3 月に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく対応をすることとされています。また、平成 27 年 3 月には、ガイドラインに基づく対応の徹底など基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示した「学校給食における食物アレルギー対応指針」（以下、「対応指針」という。）が、文部科学省から示されています。

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも安全性を最優先し、校長等の管理職をはじめ、学校栄養士や養護教諭、食物アレルギーを有する児童生徒を受け持つ担任のみならず、校内全ての教職員、調理場および教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠です。

これらをふまえ、本市におけるこれからの対応方針等について、今回「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成いたしました。

今後、この手引きを活用して、関係者が協力し合い、保護者と学校関係者が共通の認識を持ったうえで、食物アレルギーを有する児童生徒に必要な配慮を確実にしながら、安全・安心でおいしく楽しい学校給食の提供に努めていただくようお願いいたします。

最後に、本手引きの作成にあたり、ご協力をいただきました関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 月

久留米市教育委員会

教育長 堤 正則

# 目 次

I	久留米市の学校給食における基本的な考え方と対応方針	
1	基本的な考え方	1
2	久留米市食物アレルギー対応方針	1～2
II	食物アレルギー対応委員会	
1	基本的な考え方	3
2	食物アレルギー対応委員会の設置	3
3	食物アレルギー対応委員会の役割	3
III	対応申請の確認から対応開始まで	
1	安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方	4
2	食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ	4～7
IV	学校給食における対応	
1	食物アレルギー対応における教職員の役割	8～9
2	児童生徒への対応	9～11
3	食物アレルギー対応に関する留意事項	11～12
V	食物アレルギー関連様式および資料	
	(様式1) 食物アレルギー学校生活管理指導表	13
	(様式2) 食物アレルギーアンケート	14
	(様式3) 面談記録票	15
	(様式4) 食物アレルギー個別取組プラン	16
	(様式5) アドレナリン自己注射薬に関する依頼書	17
	(様式6) 食物アレルギー対応について【同意書】	18
	(様式7) 食物アレルギー対応解除申請書	19
	(様式8) 食物アレルギー対応食確認表	20
	(様式9) 事故・ヒヤリハット事例報告書	21

## 参考資料

- ・一般向けエピペン®の適応 [2013年7月24日付\_日本小児アレルギー学会]
- ・エピペン®の使い方 [2015年3月作成\_エピペン®ガイドブック\_ファイザー株式会社]
- ・食物アレルギー緊急時対応マニュアル [H26年4月発行\_福岡県教育委員会]
- ・特定原材料等の代替表記等方法リスト

[2013年9月20日\_アレルギー物質を含む食品に関する表示指導要領\_消費者庁]

## I 久留米市の学校給食における基本的な考え方と対応方針

### 1 基本的な考え方

久留米市教育委員会は、食物アレルギーを有する児童生徒が、安全・安心で心身ともに健康な学校生活を送ることができるよう、保護者と連携し、学校給食における食物アレルギー対応を行っていきます。

学校給食における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、「ガイドライン」および「対応指針」等に基づき、児童生徒の安全性を最優先として、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供するものとします。

### 2 久留米市食物アレルギー対応方針

#### (1) 各学校に食物アレルギー対応委員会等を設置し、組織的対応を行います。

学校長を委員長として、年度ごとに委員を決定します。

委員は、学校給食に関連する職種を幅広く集めて構成するものとします。

#### (2) 「学校生活管理指導表」の提出を必須とします。

ガイドラインに基づき、原則として、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を毎年度求めるものとします。

#### (3) 完全除去対応を基本とします。(飲用牛乳およびパンを除く。)

安全性確保のため、調理室内での調理を伴うアレルギー原因食物等については、個別対応(多段階対応)はせず、完全除去対応とします。ただし、飲用牛乳およびパンについては、種類ごとに提供するかないかを選択できるものとします。

また、調味料・だし・添加物レベルの除去およびコンタミネーション<sup>(※1)</sup>への対応は行いません。

<sup>(※1)</sup> 食品を製造する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せずして最終加工食品に混入してしまう場合のことをいいますが、ここでは、給食の調理過程等において微量に混入してしまう場合も含みます。

#### (4) 除去品目は、別表1または別表2のとおりとします。

共同調理場(中央)においては、別表1、単独校調理場(各学校)および共同調理場(田主丸)においては、別表2のとおりを基本とします。

#### (5) 除去食の提供は、ひとつのメニューに対し、ひとつの除去食とします。

安全性確保のため、ひとつのメニューに対し、除去食は1種類とします。例えば、エビ・牛乳入りシチューに対し、エビ除去シチュー・牛乳除去シチューを提供するなど個別・複雑な対応は行わず、エビ・牛乳両方を除去したひとつの除去食を提供する、などです。

#### (6) 代替食の提供は、原則として行いません。

除去食材がメインのメニューになる場合などは、一部弁当対応とします。ただし、1食もの(デザート等でプリンをゼリーに替えるなど、調理室内での調理を伴わないもの)については、対応可能な範囲で提供してもよいこととします。

別表1

1. 鶏卵
2. 牛乳・乳製品
3. 小麦
4. そば
5. ピーナッツ
6. エビ
7. カニ

別表2

1. 鶏卵
2. 牛乳・乳製品
3. 小麦
4. そば
5. ピーナッツ
6. ゴマ・ナッツ類
7. エビ・カニ・イカ・タコ
8. 魚類
9. 肉類
10. 貝類
11. 果物類

## Ⅱ 食物アレルギー対応委員会

### 1 基本的な考え方

食物アレルギーに対応するためには、まず、校内体制を確立し組織的に行うことが重要になります。そのために、各学校における人的配置状況（教職員等および給食調理員）や施設設備の状況を把握し、それぞれに可能な対応範囲や取決め、ルール等を決定し対応していきます。

### 2 食物アレルギー対応委員会の設置

食物アレルギーの対応については、特定の教職員に限定せず、組織的に行う必要があるため、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置します。

委員の構成例や役割例については、「対応指針」を参考にしてください。また、既存の組織（学校保健委員会等）を活用することも可能です。

### 3 食物アレルギー対応委員会の役割

- ① 校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約します。
- ② 校内危機管理体制を構築し、具体的な対応訓練をします。
- ③ 校内外の研修などを企画・実施します。
- ④ 各学校の調理施設の状況や人的配置状況、対応を必要とする児童生徒数などを考慮し「Ⅰ 久留米市の学校給食における基本的な考え方と対応方針」（P1～2）に基づき、給食での対応を決定します。
- ⑤ 「2 食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ」（P4～7）に基づき、保護者と面談を行う者や個別の取組プラン案を作成する者等、役割分担を決定します。また、面談で聴取すべき事項および情報提供する事項を決定します。
- ⑥ 保護者との面談をふまえ、対象となる児童生徒ごとに個別の取組プランを検討し、決定します。

### Ⅲ 対応申請の確認から対応開始まで

#### 1 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

学校給食は、学校教育の一環として実施するものであることから、食物アレルギーを有する児童生徒にも、学校給食を提供します。そのためにも、安全性を最優先とします。

また、安全性の確保のため、食物アレルギー原因食物の完全除去対応（提供するかどうか）を原則とし、医師の診断に基づき実施します。

なお、食物アレルギー対応食の提供にあたっては、

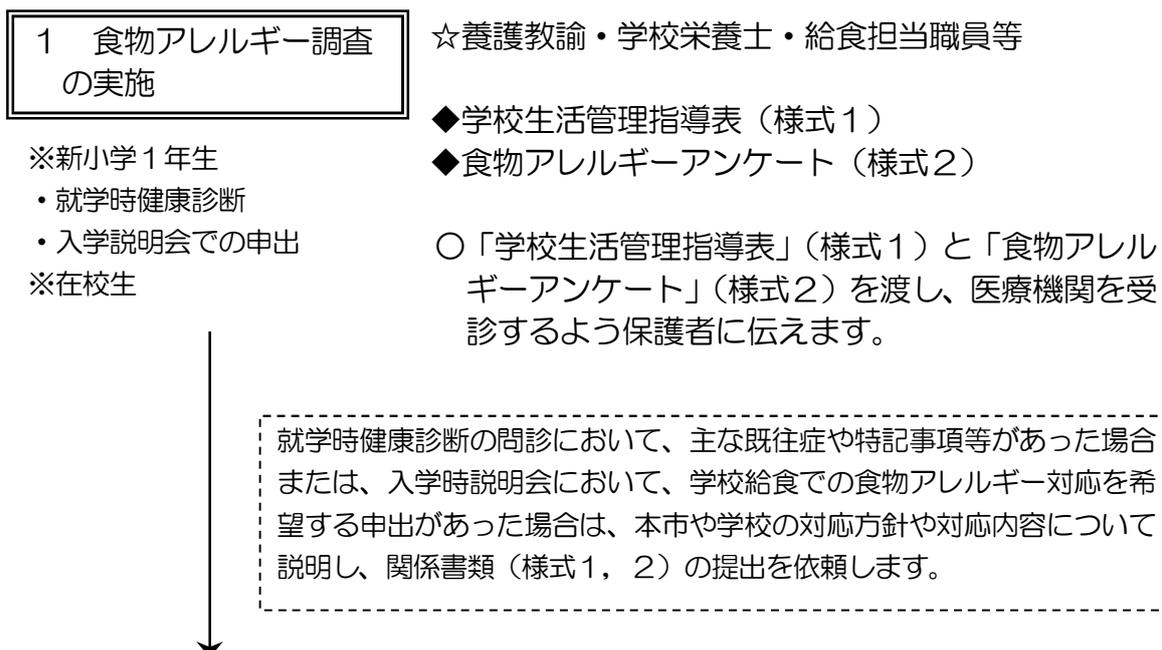
- ① 大量調理を前提として実施するものであること
- ② 限られた施設や設備・人員等で調理にあたること
- ③ 学校の規模や食物アレルギー対応人数などに応じた、安全性を第一に考えた対応となること
- ④ 久留米市の食物アレルギー対応方針をふまえた対応となること
- ⑤ 食物アレルギーの状況によっては、家庭から弁当を持参してもらうなどの対応を行うこともあること
- ⑥ 給食費の対応について

を保護者に理解してもらう必要があります。

#### 2 食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ

食物アレルギー対応が4月の給食開始から実施できるよう、各学校の状況に合わせて、保護者や関係教職員等と連携をとり準備を進めていきます。

【基本的な流れ】・・・☆関係職員、◆関係書類、○方法など、[ ] 補足



既に給食での対応を行っている在校生については、本市の対応方針で、原則、毎年度求めるものとしていることから、少なくとも新年度の4月の給食開始に間に合うよう手続きを依頼します。

転入生や新規発症等については、同様の手続きを随時行うこととします。

## 2 保護者との面談

☆管理職・学級担任・養護教諭・学校栄養士・給食担当職員等

### ◆面談記録票（様式3）

○面談の手順に従い、面談記録票に基づき対象児童の保護者から、アレルギーの状況・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）などの詳細について聞き取りをします。

面談は、保護者から提出を受けた「学校生活管理指導表」（様式1）および「食物アレルギーアンケート」（様式2）のほか、「面談記録票」（様式3）を基に進め、各様式に記載された事項について確認しながら面談の内容を記録し、「個別の取組プラン」（様式4）案を作成するために行います。

### 【面談のポイント】

- ・面談は、管理職および実務者（学校栄養士・養護教諭・学級担任・給食担当職員等）が必ず出席して行います。
- ・各学校の学校給食運営の状況や対応方針などについて説明し、「対応できること」と「対応できないこと」を明確に伝え、理解を得ます。
- ・アレルギーに関する情報は、プライバシーの保護に十分注意します。また、これらの情報は、校内で共有するほか進学先や転校先へ引き継ぐこともあることに対して了解を得ます。

## 3 対応委員会での検討

☆校長・副校長・教頭・学級担任・養護教諭・学校栄養士・給食担当職員・学校医等

### ◆食物アレルギー個別取組プラン（様式4）

○面談調書その他の資料（様式1, 2, 3）に基づき、対象となる児童生徒ごとに、個別の取組プランを検討し決定します。

実務者（学校栄養士・養護教諭等）は、個別面談で得られた情報をまとめ、「個別の取組プラン」（様式4）を作成します。

その際には、各学校および調理場の実態（環境・食数・職員数等）を考慮し、対応食を安全に提供することが可能かどうか検討したうえで、対応委員会へ提出することが求められます。

面談調書その他の資料に基づき、校長が、調理場における対応を決定します。

食物アレルギー対応委員会を開催し、対象となる児童生徒ごとに、個別の取組プランを検討・決定します。

校長は、決定内容を全教職員に周知徹底します。

#### 4 保護者への通知

☆学級担任・学校栄養士

- ◆食物アレルギー対応について（同意書）（様式6）
- ◆アドレナリン自己注射薬に関する依頼書（様式5）

○対応委員会で決定した対応内容を「食物アレルギー対応について（同意書）（様式6）」に記載し、保護者に示すとともに同意（署名・押印）を得ます。  
対応の開始にあたっては、保護者の同意を得ておくことが大切です。

○アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を所持し、学校での対応を希望する児童については、「アドレナリン自己注射薬に関する依頼書」（様式5）を併せて提出してもらいます。

○保護者には写しを保管してもらうとともに、これまでの情報を「食物アレルギー個別取組プラン」（様式4）に記載し、保護者から確認印をもらいます。

#### 5 保護者との連携

☆学級担任・学校栄養士

- ◆食物アレルギー対応用献立表

○使用する食材料や加工品等の成分・配合などを確認できる食物アレルギー対応用の詳細な献立表等を保護者に渡し、喫食の可否について確認してもらいます。

6 実施献立の決定

☆校長・副校長・教頭・養護教諭・学校栄養士等

◆食物アレルギー対応献立表（保護者から確認されたもの）

○チェックされた献立表を基に、食物アレルギー対応食（献立）について、校長が決定します。

7 実施献立の情報共有

☆校長・副校長・教頭・学級担任・養護教諭・学校栄養士ほか全ての教職員

◆食物アレルギー対応献立表（保護者から確認されたもの）

◆盛りつけ表（対応食を明記したもの）

◆食物アレルギー対応確認表（様式8）

○決定した献立を保護者・学級担任・学校栄養士で最終確認するとともに、その情報は全教職員で共有できるようにします。

#### IV 学校給食における対応

##### 1 食物アレルギー対応における教職員の役割例

校長	<ul style="list-style-type: none"><li>・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市教育委員会の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。</li><li>・食物アレルギー対応委員会を設置する。</li><li>・関係教職員と協議し、対応を決定する。</li></ul>
副校長 ・教頭	<ul style="list-style-type: none"><li>・校長を補佐する。 ※校長不在時には代行する。</li><li>・個別面談を行う。</li><li>・他の教職員への指示伝達を行う。</li><li>・外部への対応を行う。</li></ul>
全教職員	<ul style="list-style-type: none"><li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランなど関係する情報を共有し、積極的に協力する。</li><li>・緊急処置方法等について共通理解を図る。特にアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の処方を受けている児童生徒についての情報や保管場所などを把握しておき、緊急性が高いアレルギー症状があるにもかかわらず、本人が自ら注射することが難しい状況にあるときは、教職員が躊躇なく本人に代わって注射する。</li><li>・学級担任の不在時にサポートに入る教職員は、学級担任と同様に対応が必要な児童生徒の食物アレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。</li></ul>
保健主事	<ul style="list-style-type: none"><li>・食物アレルギー対応委員会を開催する。</li><li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。</li></ul>
学級担任	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者からの申出など、必要な情報を全教職員で共有できるように努める。</li><li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。</li><li>・個別面談を対応委員会などで定められた者と一緒に行う。</li><li>・給食時間は、決められた確認作業を確実にを行い、誤食の防止に努め楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。特に、アレルギー原因食物を含まないその他の食品や調理品の「おかわり」について、対応確認表などをふまえて提供の可否を判断する。</li><li>・食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残しの状況などを記録し、実態の把握に努める。</li><li>・給食時間に教室を離れる場合は、事前に他の教職員と打合せをしておくなど、十分な引継ぎを行う。</li><li>・他の児童生徒に対し、食物アレルギーを正しく理解させる。</li></ul>

養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や緊急処置方法（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案するとともに全職員間で連携を図る。</li> <li>・個別面談を対応委員会などで定められた者と一緒に行う。</li> <li>・主治医、学校医、医療関係との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。</li> </ul>
学校栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プランを立案するとともに全職員間で連携を図る。</li> <li>・個別面談を対応委員会などで定められた者と一緒に行う。</li> <li>・安全な給食提供環境を構築する。</li> <li>・マニュアルや個別の取組プランに基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。</li> </ul>
給食調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。</li> <li>・学校栄養士の調理指示をもとに、作業工程・作業動線を組み立て、安全かつ確実に作業する。</li> </ul>

## 2 児童生徒への対応

### (1) 給食時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目等を取り決めます。

特に、アレルギー対応食について、原材料が分かる献立表で確認する方法や、対応食と一般献立との違いを、学級担任や本人が確認する方法を具体的に決めます。

また、日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意することも必要です。給食の時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決めるなどの配慮を行います。

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| ◆献立内容の確認 | ◆給食当番の役割確認         |
| ◆配膳時の注意  | ◆おかわり等を含む喫食時の注意    |
| ◆片付け時の注意 | ◆その他バイキング給食などの注意 等 |

### (2) 食材・食物を扱う活動等

食材・食物を扱う活動について、個別の取組プランに基づき学級担任等が確認します。

#### (ア) 食材・食物を扱う授業、活動

- ・食物の調理、摂取を伴う授業等の配慮
- ・微量の摂取、接触により発症する児童生徒に対する配慮

#### (イ) 体育、部活動等運動を伴う活動

- ・食物依存性運動誘発アナフィラキシーへの配慮

### (ウ) 宿泊を伴う校外学習

- ・食事などの配慮
- ・緊急時の配慮

### (エ) その他授業以外の課外活動等祭りやイベントなど様々な活動における配慮

なお、詳細については、(公財)日本学校保健会が作成している「学校におけるアレルギー疾患対応資料」<http://www.gakkohoken.jp/> (ポータルサイト「学校保健」内)を参照してください。

## (3) 食物アレルギーを有する児童生徒への指導

### ① 保健指導

- ・同じ食物を一度にたくさん摂らず、よく噛んで食べること、おなかを圧迫しないように姿勢をよくすること、楽しく食事をするなど、などを指導します。
- ・体調不良やストレスなどで消化能力が低下しているときは、たんぱく質を控え消化のよい食事をするなども効果的です。

### ② 栄養指導

- ・養護教諭、学校栄養士が連携し、食物アレルギー対応食に関する情報を共有し栄養の偏りや不足が生じないように、家庭での食事の摂り方を含め指導します。
- ・児童生徒の自己管理能力を育成することを念頭に、発育段階に応じて、食物アレルギーへの理解と必要な栄養摂取に関する指導を行います。

### ③ 生活指導

- ・学級担任や養護教諭、学校栄養士が連携し、食事に対する不安を取り除き本人が精神的な負担を感じないように、体と心の両面から生活に関する指導を行います。
- ・アドレナリン自己注射薬(エピペン®)の処方を受けている児童生徒に対しては保管場所や摂取方法などについての指導を行います。

### ④ 自分で判断できる能力の育成

- ・自分のアレルギーがどのようなものであるかを認識できるようにします。
- ・「学校生活管理指導表」(様式1)や保護者との面談記録票(様式3)などをもとに、児童生徒が自ら学校給食に使用されている食品を調べ、アレルギー原因食物が何であるかを理解できるようにするとともに、アレルギー原因食物を食べないこと等について、自分の健康状態に応じた喫食ができるよう指導します。

## (4) 食物アレルギーを有しない児童生徒への指導

- ① 食物アレルギーに関する正しい理解ができるよう、学級活動などの時間を活用して指導を行うなど、特に給食で食物アレルギー対応食を食べる児童生徒が在籍するクラスでは、年度初めなどの機会を捉え、早い段階での指導を行います。

- ② 指導にあたっては、食物アレルギーが、誰でも発症する可能性がある疾患のひとつであり、好き嫌いや偏食などで食べられないのではないこと、また、自分にとっては何でもないことが、ある人にとっては生命にかかわることにつながる恐れがあることなどをしっかり認識させ、仲間はずれや偏見などにつながることはないよう、配慮し指導していきます。
- ③ 食物アレルギーを有する児童生徒の気持ちに共感することや、体調の変化に気づくことができるようにするなど、相手に配慮した思いやりのある態度や行動がとれるよう指導していきます。

### 3 食物アレルギー対応に関する留意事項

#### (1) 献立作成・物資発注等

- ・加工食品などについて、成分表を確認し、原材料等を詳細に記入した食物アレルギー対応の献立表を作成します。
- ・事前に、献立表に漏れや誤りがないことを学校栄養士が中心となって、複数の教職員等で確認します。
- ・発注したものが間違いなく納品されているか、学校栄養士および給食調理員で確認します。

#### (2) 給食調理

- ・使用する食材料や加工品に間違いがないか確認します。
- ・調理器具等を介してアレルギー原因食物が混入しないよう、専用の調理器具・エプロン等を使用します。
- ・アレルギー原因食物の混入を防止するため、食物アレルギー対応食を調理しているときは、他の作業はしません。
- ・他の児童生徒との判別を容易にできるよう、色や柄などが異なる食器やトレイを使用する、学年・クラス・名前を明記したラップを使用するなど個別に配膳します。
- ・配膳前に、対応食の内容に間違いがないか再度確認し、クラスや氏名などについても必ず複数で確認します。
- ・食物アレルギー対応食は、直接、本人または学級担任に手渡します。

#### (3) 配膳

- ・食物アレルギー対応食の有無等について、教職員が、当日事前に食物アレルギー対応食確認表（様式8）等で内容を確認し、給食時には、本人または学級担任が配膳室へ取りに行きます。なお、低学年では、学級担任等が本人に必ず付き添うなど誤配を防止する措置を講じます。
- ・教職員は、対象児童生徒がアレルギー原因食物を誤って食べることを防ぐよう、注意します。

- ・食物アレルギー対応食の「おかわり」については、通常、事前におかわり分を用意するものではないため、提供禁止とします。
- ・アレルギー原因食物を含まないその他の食品や調理品の「おかわり」については、安全性が担保できない場合は提供しないこととします。ただし、食物アレルギー対応食の提供が年に数回程度しかない児童生徒など、年間を通して「おかわり」を禁止することが現実的でない場合は、対応委員会において提供の決定もできることとします。「おかわり」を提供するにあたっては、食物アレルギー対応確認表（様式8）等を必ず複数で確認するなどの仕組みづくり、また、学級担任が不在の場合の対応について、他の教職員でも同じ対応ができるよう校内体制を確立しておくことも大切です。

#### （4）保存食・検食

- ・食物アレルギー対応食についても保存食を採取し、検食も行います。
- ・保存食および検食にかかる費用については、通常の給食とあわせ学校全体の負担とします。

#### （5）学校給食費の徴収等

- ・牛乳を飲用できない児童生徒の学校給食費については、毎年度当初に市教委から給食費の変更通知を行うものとし、徴収にあたってはその通知を参考にします。なお、中学校3年生3月分については、給食回数が増減し次第、別途通知するものとし、徴収します。
- ・飲用牛乳以外の停止については、食物アレルギー対応食の提供を含め、給食費の減額等は原則行いません。ただし、長期欠席や転校等で給食の欠食が発生した場合の取り扱いについては、就学援助事務処理要領を参照し、徴収する学校給食費を決定します。
- ・食物アレルギー対応において、完全に弁当持参となる児童生徒については、学校給食費は徴収しないものとし、徴収しません。
- ・飲用牛乳のみ喫食する場合には、牛乳代のみ徴収します。

#### （6）事故・ヒヤリハット事例の報告

- ・事故やヒヤリハット事例（クラスを間違えて配食した、アレルギー原因食物を除去せずに提供した等）があったときは、「事故・ヒヤリハット事例報告書」（様式9）にて速やかに市教委へ報告するとともに、学校内での情報共有・再発防止に努めるものとし、報告します。
- ・対象者が、誤食し医療機関を受診した場合は、（別紙様式）「学校給食における食物アレルギー発症報告書」にて県へ報告するようになっているため、注意してください。また、発症報告書の提出は、原則1週間以内（重篤な場合等緊急を要する場合は、電話で第一報を報告すること）となっています。

# 中学校給食における 食物アレルギー対応の手引き

(中央学校給食共同調理場・受配校)

(案)

平成 27 年 月改定

久留米市教育委員会

## はじめに

近年、生活環境や食生活の変化に伴い、全国的にも食物アレルギーを有する児童生徒が増加しており、本市においても同様の傾向にあります。食物アレルギーは、時に生命にかかわる重大な症状を呈することもあり、日常生活を送るうえで十分な配慮が必要です。

学校給食における食物アレルギーについては、文部科学省監修の下、平成20年3月に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく対応をすることとされています。また、平成27年3月には、ガイドラインに基づく対応の徹底など基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示した「学校給食における食物アレルギー対応指針」（以下、「対応指針」という。）が、文部科学省から示されています。

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも安全性を最優先し、学校栄養士や養護教諭、食物アレルギーを有する児童生徒を受け持つ担任のみならず、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員、調理場及び教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠です。

これらをふまえ、本市におけるこれからの方針・対応について、今回「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成いたしました。

今後、この手引きを活用して、関係者が協力し合い、保護者と学校関係者が共通の認識を持ったうえで、食物アレルギーを有する児童生徒に必要な配慮を行いながら、安全・安心でおいしく楽しい学校給食の提供に努めていただくようお願いいたします。

最後に、本手引きの作成にあたり、ご協力をいただきました関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成27年 月

久留米市教育委員会  
教育長 堤 正則

# 目次

## 第1章 久留米市の学校給食における基本的な考え方と対応方針

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 食物アレルギー対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・1～2

## 第2章 食物アレルギー対応委員会

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 食物アレルギー対応委員会の設置・・・・・・・・3
- 3 食物アレルギー対応委員会の役割・・・・・・・・3

## 第3章 対応申請の確認から対応開始まで

- 1. 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方・・・・・・・・4
- 2. 食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ・・・・・・・・4～9

## 第4章 中学校給食での対応

- 1. 食物アレルギー対応食の種類・・・・・・・・10
- 2. 中学校給食における食物アレルギー対応の考え方・・・・・・・・10
- 3. 使用食品の確認と対応内容の決定・・・・・・・・11
- 4. 食物アレルギー対応食の配慮事項・・・・・・・・11
- 5. 具体的な除去食の対応・・・・・・・・12
- 6. 食物アレルギー対応における教職員の役割例・・・・・・・・13～14
- 7. 生徒への対応・・・・・・・・14～15
- 8. 食物アレルギー対応に関する留意事項・・・・・・・・15～16

## 各種様式

- (様式1) 食物アレルギー学校生活管理指導表・・・・・・・・17
- (様式2) 食物アレルギーアンケート・・・・・・・・18
- (様式3) 面談記録票・・・・・・・・19
- (様式4) 食物アレルギー個別取組プラン・・・・・・・・20
- (様式5) アドレナリン自己注射薬に関する依頼書・・・・・・・・21
- (様式6) 食物アレルギー対応について【同意書】・・・・・・・・22
- (様式7) 食物アレルギー対応解除申請書・・・・・・・・23
- (様式8) 食物アレルギー対応生徒一覧表・・・・・・・・24
- (様式9) 事故・ヒヤリハット事例報告書・・・・・・・・25

## 参考資料

- アレルギー物質を含む食品表示に関して・・・・・・・・27
- アレルギー対応献立表・・・・・・・・28
- アレルギー表示献立表、アレルギー対応献立表について・・・・・・・・29

## 第1章 久留米市の学校給食における基本的な考え方と対応方針

### 1 基本的な考え方

久留米市教育委員会は、食物アレルギーを有する児童生徒が、安全・安心で心身ともに健康な学校生活を送ることができるよう、保護者と連携し、学校給食における食物アレルギー対応を行っていきます。

学校給食における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、「ガイドライン」および「対応指針」等に基づき、児童生徒の安全性を最優先として、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供するものとします。

### 2 食物アレルギー対応方針

#### (1) 各学校に食物アレルギー対応委員会等を設置し、組織的対応を行います。

学校長を委員長として、年度ごとに委員を決定します。

委員は、学校給食に関連する職種を幅広く集めて構成するものとします。

#### (2) 「学校生活管理指導表」の提出を必須とします。

ガイドラインに基づき、原則として、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を毎年度求めるものとします。

#### (3) 完全除去対応を基本とします。(飲用牛乳及びパンを除く。)

安全性確保のため、調理室内での調理を伴うアレルギー原因食物等については、完全除去対応とします。ただし、飲用牛乳およびパンについては、種類ごとに提供するかしないかを選択できるものとします。

また、調味料・だし・添加物レベルの除去は行いません。

#### (4) 除去品目は、別表1または別表2のとおりとします。

共同調理場(中央)においては、別表1、単独調理場(各学校)および共同調理場(田主丸)においては、別表2のとおりを基本とします。

#### (5) 除去食の提供は、ひとつのメニューに対し、ひとつの除去食とします。

安全性確保のため、ひとつのメニューに対し、除去食は1種類とします。例えば、エビ・イカ入りちゃんぽんに対し、エビ除去ちゃんぽん・イカ除去ちゃんぽんを提供するなど個別・複雑な対応は行わず、エビ・イカ両方を除去したひとつの除去食を提供する、などです。

#### (6) 代替食の提供は、原則として行いません。

除去食材がメインのメニューになる場合などは、一部弁当対応とします。ただし、1

食もの（デザート等でプリンをゼリーに替えるなど、調理室内での調理を伴わないもの）については、対応可能な範囲で提供してもよいこととします。

別表1

1. 鶏卵
2. 牛乳・乳製品
3. 小麦
4. ソバ
5. ピーナッツ
6. エビ
7. カニ

別表2

1. 鶏卵
2. 牛乳・乳製品
3. 小麦
4. ソバ
5. ピーナッツ
6. 種実類・木の実類
7. 甲殻類（エビ・カニ）
8. 果物類
9. 魚類
10. 肉類
11. イカ・タコ・貝類

## 第2章 食物アレルギー対応委員会

### 1 基本的な考え方

食物アレルギーに対応するためには、まず、校内体制を確立し組織的に行うことが重要になります。そのために、各学校における人的配置状況（教職員等および給食調理員）や施設設備の状況を把握し、それぞれに可能な対応範囲や取決め、ルール等を決定し対応していきます。

### 2 食物アレルギー対応委員会の設置

食物アレルギーの対応については、特定の教職員に限定せず、組織的に行う必要があるため、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置します。

委員の構成例や役割例については、「対応指針」を参考にしてください。また、既存の組織（学校保健委員会等）を活用することも可能です。

### 3 食物アレルギー対応委員会の役割

- ① 校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約します。
- ② 校内危機管理体制を構築し、具体的な対応訓練をします。
- ③ 校内外の研修などを企画・実施します。
- ④ 各学校の調理施設の状況や人的配置状況、対応を必要とする児童生徒数などを考慮し「第1章 久留米市の学校給食における基本的な考え方と対応方針」（P1～2）に基づき、給食での対応を決定します。
- ⑤ 「2 食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ」（P4～9）に基づき、調理場で行った保護者との面談をふまえ、対象となる児童生徒ごとに個別の取組プランを検討し、決定します。

### 第3章 対応申請の確認から対応開始まで

#### 1. 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

学校給食は、学校教育の一環として実施するものであることから、食物アレルギーを有する生徒にも、実施可能な範囲内で学校給食を提供します。そのためにも、安全性を最優先とします。

また、安全性の確保のため、食物アレルギー原因食物の完全除去対応（提供するかしな）を原則とし、医師の診断に基づき実施します。

なお、食物アレルギー対応食の提供にあたっては、

- ① 大量調理を前提として実施するものであること
- ② 限られた施設や設備・人員等で調理にあたること
- ③ 学校の規模や食物アレルギー対応人数などに応じた、安全性を第一に考えた対応となること
- ④ 久留米市の食物アレルギー対応方針をふまえた対応となること
- ⑤ 食物アレルギーの状況によっては、家庭から弁当を持参してもらうなどの対応を行うこともあること
- ⑥ 給食費の対応について

を保護者に理解してもらう必要があります。

詳細は、「第4章 中学校給食での対応」（P10～P16）を参照。

#### 2. 食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ

食物アレルギー対応が4月の給食開始から実施できるよう、保護者との連絡や小学校及び中学校関係教職員等と連携をとり準備を進めていきます。

※ 新入生及び在校生のアレルギー対応は、次の流れで行う。

■ 新入生 ⇒	1 小学校への調査	～
■ 在校生対応開始の場合 ⇒	2 保護者への調査	～
■ 2年生・3年生への進級時（対応変更時） ⇒	3 保護者との面談	～
■ 2年生・3年生への進級時（対応変更なし） ⇒	年度末に学校へ学校生活管理指導表を提出	

【基本的な流れ】・・・☆関係職員、◆関係書類、○方法など、  補足

#### 1 小学校への調査

○小学校長にアレルギー対応を行っている小学6年生の調査を実施する。

※ 10月に新中学1年生を対象に小学校に調査を行う。

※ 2月開催の入学説明会でも

調査を行う。

## 2 保護者への調査

○上記による調査に基づき、小学校を通して保護者へアンケート調査を依頼する。

除去食対応見込者…面談通知文書発送

牛乳停止見込者…「学校生活管理指導表」(様式1)と「食物アレルギーアンケート」(様式2)を送付

除去食不対応見込者…通常給食通知文書発送(保護者の要望がある場合は、食品衛生法特定原材料27品目等を掲示したアレルギー表示献立表を送付する)

## 3 保護者との面談

☆ 調理場職員・調理場栄養士

◆「学校生活管理指導表」(様式1)、「食物アレルギーアンケート」(様式2)、「面談記録票」(様式3)、「個別の取組プラン」(様式4)

○面談の結果、アレルギー食対応予定者には「学校生活管理指導表」(様式1)と「食物アレルギーアンケート」(様式2)を渡し、医療機関を受診するよう保護者に伝えます。

○面談の手順に従い、面談記録票に基づき対象児童の保護者から、アレルギーの状況・アドレナリン自己注射薬(エピペン®)などの詳細について聞き取りをします。

○保護者から提出された「学校生活管理指導表」(様式1)、「食物アレルギーアンケート」(様式2)をもとに、「個別の取組プラン」(様式4)を作成する。

○「学校生活管理指導表」(様式1)、「食物アレルギーアンケート」(様式2)の提出を依頼する。

既に給食での対応を行っている在校生については、本市の対応方針で、原則、毎年度求めるものとしていることから、新年度の4月の給食開始に間に合うよう手続きを依頼します。

転入生や新規発症等については、同様の手続きを随時行うこととします。

面談は「面談記録票」(様式3)を基に進め、保護者のアンケートに記載された事項等について確認しながら面談の内容を記録し、「個別の取組プラン」(様式4)案を作成するために行います。

【面談のポイント】

- 面談は、調理場事務職員および栄養士が必ず出席して行います。
- 調理場のアレルギー対応方針などについて説明し、「対応できること」と「対応できないこと」を明確に伝え、理解を得ます。
- アレルギーに関する情報は、プライバシーの保護に十分注意します。また、これらの情報は、中学校と共有するほか、転校先へ引き継ぐことにもあることに対して理解を得ます。

4 アレルギー担当者  
説明会

☆調理場職員・調理場栄養士・アレルギー担当教諭

- ◆ 「学校生活管理指導表」(様式1)、「食物アレルギーアンケート」(様式2)、「面談記録票」(様式3)、「個別の取組プラン」(様式4)、「アドレナリン自己注射薬に関する依頼書」(様式5)、「食物アレルギー対応について」(同意書)(様式6)の内容を説明し情報を共有する。

○保護者から調理場に提出された「学校生活管理指導表」(様式1)、「食物アレルギーアンケート」(様式2)を基に、調理場で「個別の取組プラン」(様式4)を作成する。

調理場からアレルギー担当者へ次の様式を渡す。

● 記載された様式

「学校生活管理指導表」(様式1)、「食物アレルギーアンケート」(様式2)、「面談記録票」(様式3)、「個別の取組プラン」(様式4)

※ 「面談記録票」(様式3)のみコピーで原本を学校に渡す。

● 記載されていない様式

「アドレナリン自己注射薬に関する依頼書」(様式5)、「食物アレルギー対応について」(同意書)(様式6)

## 5 対応委員会での検討

☆校長・副校長・教頭・アレルギー担当教諭・学級担任・  
養護教諭・給食担当職員・学校医等

◆「食物アレルギー個別取組プラン」(様式4)

○調理場と共有した面談調書その他の資料(様式1, 2,  
3)に基づき、対象となる生徒ごとに、個別の取組プ  
ラン(様式4)を検討し決定します。

実務者(アレルギー担当教諭・養護教諭・給食担当教諭等)は、調理場か  
らの情報をまとめ対応委員会で報告します。  
対応委員会での決定を調理場に連絡します。

## 6 保護者への通知

☆アレルギー担当教諭・養護教諭・学級担任・給食担当  
教諭等

◆「食物アレルギー対応について」(同意書)(様式6)

◆「アドレナリン自己注射薬に関する依頼書」(様式5)

○対応内容を記載した「食物アレルギー対応について」  
(同意書)(様式6)を保護者に示すとともに、同意を(署  
名・押印)を得ます。

対応の開始にあたっては、保護者の同意を得ておくことが大切です。

○アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を所持し、学校  
での対応を希望する児童については、「アドレナリン自  
己注射薬に関する依頼書」(様式5)を併せて提出して  
もらいます。

○保護者には、「アドレナリン自己注射薬に関する依頼  
書」(様式5)及び「食物アレルギー対応について」(同  
意書)(様式6)の写しを保管してもらうとともに、  
これまでの情報を「食物アレルギー個別取組プラン」  
(様式4)に記載し、保護者から確認印をもらいます。

○各学校において、「食物アレルギー対象生徒一覧表」(様  
式8)を作成し、全職員で情報を共有する。

実務者(アレルギー担当教諭・養護教諭・給食担当教諭等)は、調理場へ保護  
者の確認印の付いた「食物アレルギー個別取組プラン」(様式4)及び「アドレ  
ナリン自己注射薬に関する依頼書」(様式5)、「食物アレルギー対応について」  
(同意書)(様式6)のコピーを送付します。

..... 以下は毎月のアレルギー対応 .....

(P9の具体的な流れを参照のこと)

7 保護者との連携

☆ 学級担任・アレルギー担当教諭・養護教諭

◆食物アレルギー対応用献立表（個人用）

○使用する食材料や加工品等の成分・配合などを確認できる食物アレルギー対応用の詳細な献立表等（調理場作成）を保護者に渡し、喫食の可否について確認してもらいます。

8 アレルギー対応食の決定

☆校長・副校長・教頭・アレルギー担当教諭・養護教諭・給食担当教諭等

◆食物アレルギー対応用献立表（個人用）（保護者から確認されたもの）

○保護者が確認し、校長が決定した献立内容を調理場に連絡します。

9 実施献立の情報共有

☆校長・副校長・教頭・アレルギー担当教諭・学級担任・養護教諭・給食担当教諭ほか全ての教職員

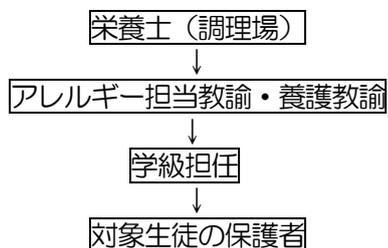
◆食物アレルギー対応用献立表（個人用）（保護者から確認されたもの）

◆「食物アレルギー対象生徒一覧表」（様式8）

○決定した対応内容を保護者・アレルギー担当教諭・学級担任・養護教諭・給食担当教諭で最終確認するとともに、その情報は全教職員で共有できるようにします。

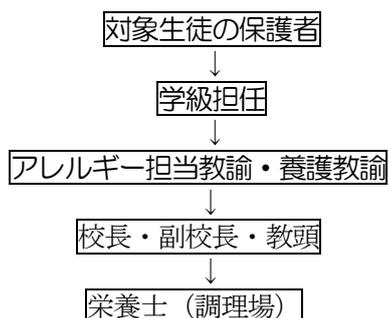
## 具体的な流れ

### 7 保護者との連携



※左記の流れで「食物アレルギー対応献立表」（個人用）を保護者に渡し、保護者に確認印をもらう。

### 8 アレルギー対応食の決定



※保護者が確認後、学校に提出し、校長が決定した対応内容を調理場に連絡する。

### 9 実施献立の情報共有

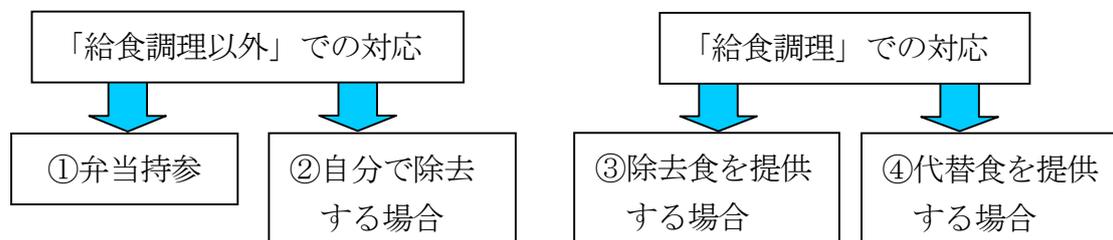
- 学校で「食物アレルギー対象生徒一覧表」（様式8）を作成し、その情報は学校内の全教職員で共有する。
- 校長が決定した対応内容は、保護者・アレルギー担当教諭・学級担任・養護教諭・給食担当教諭で最終確認する。

※学級担任不在の時にも対応できるように全職員に周知する。

## 第4章 中学校給食での対応

### 1. 食物アレルギー対応食の種類

学校給食での食物アレルギーの対応方法は、弁当持参や状況に応じて自分で除去する方法、可能な範囲での除去食や代替食の提供をする方法があります。



### 2. 中学校給食における食物アレルギー対応の考え方

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の保持増進や体位の向上に大きな役割を果たしているばかりでなく、望ましい食習慣を身に付け、好ましい人間関係を育てる場でもあります。また、食に関する指導を行うことで、心の育成や社会性の涵養、自己管理能力の育成など重要な役割を果たしています。

このように、学校給食は、学校教育の一環として実施されているものであることから、食物アレルギー疾患を有する生徒に対しても、実施可能な範囲内で対応する必要がありますが、食物アレルギーの原因となる食品や症状の程度、性質等は、一人ひとり異なり、素人が軽々に判断できるものではないため、医師による医学的見地からの判断などの一定の基準が必要になります。

また、中学校給食は、給食センターでまとめて大量の給食を調理して、各学校に配送する「センター方式」であり、施設や安全性の面で食物アレルギーの対応には一定の制約があるため、代替食は提供していません。

このため、学校給食の安全確保を図る観点からも、中学校給食における食物アレルギー対応は、原則として、表4-1「食物アレルギー対応実施決定基準」に該当する生徒に限って行うこととし、その内容は、表4-2「食物アレルギー対応方法」のとおりとします。

表4-1 食物アレルギー対応実施決定基準

- ① 医師の診察や検査により、食物アレルギーと診断されていること。
- ② アレルゲンが特定されており、医師からも食事療法を指示されていること。
- ③ 家庭においても、アレルゲンの除去を行うなど食事療法を行っていること。

表4-2 食物アレルギー対応方法

- ① 給食調理での食物アレルギーの対応方法は、原則として、7品目（鶏卵、牛乳、小麦、えび、かに、そば、落花生）の除去とする。
- ② 給食調理での対応が困難な生徒については、弁当の持参、自分でのアレルゲンの除去など、給食調理以外の方法で対応することとする。

### 3. 使用食品の確認と対応内容の決定

毎月発行する「献立表」及び「給食だより」の他に、食物アレルギー対象生徒には使用食品が詳細に記載されている献立表を渡します。

これらにより対象生徒の保護者が家庭で使用食品を確認した上で、対象生徒個々の対応内容を決定します。

### 4. 食物アレルギー対応食の配慮事項

#### 共通事項

- ・ 食物アレルギーを学級担任等が理解し、学級の生徒にも理解させ、対象生徒本人が精神的な負担を感じることがないように配慮する。
- ・ 食物アレルギー対象生徒が、アレルゲンに触れることがないように、学級担任等が配慮する。
- ・ 保護者に生徒の健康管理をお願いする。

#### (1) 弁当持参の場合

- ・ 保護者に、アレルギー原因食品と同等の栄養価の確保ができる食品選択と献立を考えてもらう。
- ・ 持参した弁当は安全かつ衛生的に保管することとし、夏期の高温時や教室移動で教室が無人になるときなど、状況によっては職員室での保管も検討する。

#### (2) 自分で除去する場合

- ・ 保護者が献立表に注意し、本人に取り除く食品をよく理解させておくように協力を求める。
- ・ 学級担任等が除去するアレルゲンを正しく理解しておく。
- ・ アレルギーの生徒が自分で取り除いて食べられるよう、学級の生徒も正しく理解するように指導する。
- ・ 誤って食べてしまった場合の対処方法を確認しておく。
- ・ 配食時に除去する場合は、給食当番や学級の生徒の協力も得る。

#### (3) 除去食を提供する場合

- ・ 除去食を該当の生徒が間違いなく食べられるよう配慮するとともに、チェックを行う。
- ・ 予定献立の変更があった場合は、食品の変更に注意する。
- ・ 調理過程で除去を忘れないように注意する。
- ・ 学校給食において微量混入（コンタミネーション）は皆無ではないが、調理過程では十分に注意する。
- ・ 誤配のないように注意する。

## 5. 具体的な除去食の対応

### (1) 献立作成・物資発注等

- ・加工食品などについて、成分表を確認し、原材料等を詳細に記入した「アレルギー表示献立表」「アレルギー対応一覧表」「アレルギー対応献立表（個人用）」「アレルギー調理指示書」を作成します。
- ・事前に、献立表に漏れや誤りが無いことを複数の栄養士等で確認します。
- ・発注したものが間違いなく納品されているか、栄養士および調理員で確認します。

### (2) 給食調理

- ・使用する食材料や加工品に間違いがないか確認します。
- ・除去食については、「アレルギー対応一覧表」「アレルギー調理指示書」を基に、調理員との打ち合わせを十分に行います。
- ・調理器具等を介してアレルギー原因食物が混入しないよう、専用の調理器具・エプロン等を使用します。
- ・除去食は、アレルギー専用調理室において、一般生徒の分の給食とは別に調理し、除去すべき原因食物が混入しないように注意して調理します。その際、中心温度等衛生管理を十分に確認します。
- ・配缶前に、対応食の内容に間違いがないか再度確認し、専用容器の学校名、クラス、氏名などについても栄養士と調理員が確認します。
- ・除去食の調理は細心の注意を払いますが、万一混入等が起こった場合には、提供を中止します。

この場合、学校の学級担任及び対象生徒に説明するとともに、保護者にも連絡して理解を得られるようにします。

### (3) 給食の配膳、配送について

- ・調理後の除去食は、専用の容器に入れて配膳し、教室で一般生徒が使用する食器と同じ食器に盛り付けます。
- ・配送や配膳の際には、配送員及び配膳員は、誤配がないように注意します。
- ・配膳員は、「アレルギー対応一覧表」で対象生徒を確認し、本人に手渡します。
- ・同じクラスにアレルギー生徒が複数いる場合には、特に注意が必要です。



## 6 食物アレルギー対応における教職員の役割例

<p>校長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市教育委員会の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。</li> <li>・食物アレルギー対応委員会を設置する。</li> <li>・関係教職員と協議し、対応を決定する。</li> </ul>
<p>副校長 ・教頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長を補佐する。 ※校長不在時には代行する。</li> <li>・他の教職員への指示伝達を行う。</li> <li>・外部への対応を行う。</li> </ul>
<p>全教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランなど関係する情報を共有し、積極的に協力する。</li> <li>・緊急処置方法等について共通理解を図る。特にアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の処方を受けている児童生徒についての情報や保管場所などを把握しておき、緊急性が高いアレルギー症状があるにもかかわらず、本人が自ら注射することが難しい状況にあるときは、教職員が躊躇なく本人に代わって注射する。</li> <li>・学級担任の不在時にサポートに入る教職員は、学級担任と同様に対応が必要な児童生徒の食物アレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。</li> </ul>
<p>アレルギー担当教諭・給食担当教諭等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー対応委員会を開催し、調理場からの情報をまとめ報告する。</li> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。</li> </ul>
<p>学級担任</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの申出など、必要な情報を全教職員で共有できるように努める。</li> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。</li> <li>・給食時間は、決められた確認作業を確実にを行い、誤食の防止に努め楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。特に、アレルギー原因食物を含まないその他の食品や調理品の「おかわり」について、対応確認表などをふまえ提供の可否を判断する。</li> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残しの状況などを把握する。</li> <li>・給食時間に教室を離れる場合は、事前に他の教職員と打合せをしておくなど、十分な引継ぎを行う。</li> <li>・他の児童生徒に対し、食物アレルギーを正しく理解させる。</li> </ul>

養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や緊急処置方法（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案するとともに全職員間で連携を図る。</li> <li>・主治医、学校医、医療関係との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。</li> </ul>
配膳員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理場からのアレルギー対応献立表を確認し、当日、アレルギー対応生徒にアレルギー対応食を直接手渡す。</li> <li>・喫食状況などを調理場に伝える。</li> </ul>

## 7 生徒への対応

### (1) 給食時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目等を取り決めます。

特に、アレルギー対応食について、原材料が分かる献立表で確認する方法や、対応食と一般献立との違いを、学級担任や本人が確認する方法を具体的に決めます。

また、日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意することも必要です。給食の時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決めるなどの配慮を行います。

- ◆献立内容の確認
- ◆給食当番の役割確認
- ◆配膳時の注意
- ◆おかわり等を含む喫食時の注意
- ◆片付け時の注意 等

### (2) 食材・食物を扱う活動等

食材・食物を扱う活動について個別の取組プランに基づき学級担任等が確認します。

#### (ア) 食材・食物を扱う授業、活動

- ・食物の調理、摂取を伴う授業等の配慮
- ・微量の摂取、接触により発症する児童生徒に対する配慮

#### (イ) 体育、部活動等運動を伴う活動

- ・食物依存性運動誘発アナフィラキシーへの配慮

#### (ウ) 宿泊を伴う校外学習

- ・食事などの配慮
- ・緊急時の配慮

#### (エ) その他授業以外の課外活動等祭りやイベントなど様々な活動における配慮

なお、詳細については、(公財)日本学校保健会が作成している「学校におけるアレルギー疾患対応資料」<http://www.gakkohoken.jp/> (ポータルサイト「学校保健」内)を参照してください。

### (3) 食物アレルギーを有する生徒への指導

#### ① 保健指導

- ・同じ食物を一度にたくさん摂らず、よく噛んで食べること、おなかを圧迫しないように姿勢をよくすること、楽しく食事をするなど、などを指導します。
- ・体調不良やストレスなどで消化能力が低下しているときは、たんぱく質を控え消化のよい食事をするなども効果的です。

#### ② 栄養指導

- ・養護教諭、学校栄養士が連携し、食物アレルギー対応食に関する情報を共有し栄養の偏りや不足が生じないように、家庭での食事の摂り方を含め指導します。
- ・生徒の自己管理能力を育成することを念頭に、発育段階に応じて、食物アレルギーへの理解と必要な栄養摂取に関する指導を行います。

#### ③ 生活指導

- ・学校と調理場が連携し、食事に対する不安を取り除き本人が精神的な負担を感じないように、体と心の両面から生活に関する指導を行います。
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の処方を受けている生徒に対しては保管場所や摂取方法などについての指導を行います。

#### ④ 自分で判断できる能力の育成

- ・自分のアレルギーがどのようなものであるかを認識できるようにします。
- ・「学校生活管理指導表」（様式1）や保護者との面談記録票（様式3）などをもとに、生徒が自ら学校給食に使用されている食品を調べ、アレルギー原因食物が何であることを理解できるようにするとともに、アレルギー原因食物を食べないこと等について、自分の健康状態に応じた喫食ができるよう指導します。

### （4）食物アレルギーを有しない生徒への指導

- ① 食物アレルギーに関する正しい理解ができるよう、学級活動などの時間を活用して指導を行うなど、特に給食で食物アレルギー対応食を食べる生徒が在籍するクラスでは、年度初めなどの機会を捉え、早い段階での指導を行います。
- ② 指導にあたっては、食物アレルギーが、誰でも発症する可能性がある疾患のひとつであり、好き嫌いや偏食などで食べられないのではないこと、また、自分にとっては何でもないことが、ある人にとっては生命にかかわることにつながる恐れがあることなどをしっかり認識させ、仲間はずれや偏見などにつながることをないように、配慮し指導していきます。
- ③ 食物アレルギーを有する生徒の気持ちに共感することや、体調の変化に気づくことができるようにするなど、相手に配慮した思いやりのある態度や行動がとれるよう指導していきます。

## 8 食物アレルギー対応に関する留意事項

### （1）保護者・学校の連絡

- ・除去食の対象生徒が欠席の時は、保護者は、当日の午前8時30分までに学校及び調

理場にほうこく連絡することとします。

- ・除去食の対象生徒が早退などにより除去食を食べなかった場合は、学校はその理由を調理場に報告することとします。

## (2) 保存食・検食

- ・食物アレルギー対応食についても保存食を採取し、検食も行います。

## (3) 学校給食費の徴収等

- ・牛乳を飲用できない児童生徒の学校給食費については、毎年度当初に市教委から給食費の変更通知を行うものとし、徴収にあたってはその通知を参考にします。なお、中学校3年生3月分については、給食回数が確定し次第、別途通知するものとしします。
- ・飲用牛乳以外の停止については、食物アレルギー対応食の提供を含め、給食費の減額等は原則行いません。ただし、長期欠席や転校等で給食の欠食が発生した場合の取り扱いについては、就学援助事務処理要領を参照し、徴収する学校給食費を決定します。
- ・食物アレルギー対応において、完全に弁当持参となる児童生徒については、学校給食費は徴収しないものとしします。
- ・飲用牛乳のみ喫食する場合には、牛乳代のみ徴収します。

## (5) 事故・ヒヤリハット事例の報告

- ・事故やヒヤリハット事例（クラスを間違えて配食した、アレルギー原因食物を除去せずに提供した等）があったときは、「事故・ヒヤリハット事例報告書」（様式9）にて速やかに市教委へ報告するとともに、学校内での情報共有・再発防止に努めるものとしします。なお、調理場におけるヒヤリハット事例も同様とする。
- ・対象者が、誤食し医療機関を受診した場合は、（別紙様式）「学校給食における食物アレルギー発症報告書」にて県へ報告するようになっているため、注意してください。また、発症報告書の提出は、原則1週間以内（重篤な場合等緊急を要する場合は、電話で第一報を報告すること）となっています。

学校給食における  
食物アレルギー対応の手引き

(田主丸学校給食共同調理場・受配校)

(案)

平成27年 月



## はじめに

近年、生活環境や食生活の変化に伴い、全国的にも食物アレルギーを有する児童生徒が増加しており、本市においても同様の傾向にあります。食物アレルギーは、時に生命にかかわる重大な症状を呈することもあり、日常生活を送るうえで十分な配慮が必要です。

学校給食における食物アレルギーについては、文部科学省監修の下、平成 20 年 3 月に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく対応をすることとされています。また、平成 27 年 3 月には、ガイドラインに基づく対応の徹底など基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示した「学校給食における食物アレルギー対応指針」（以下、「対応指針」という。）が、文部科学省から示されています。

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも安全性を最優先し、学校栄養士や養護教諭、食物アレルギーを有する児童生徒を受け持つ担任のみならず、校長等の管理職をはじめとした校内全ての教職員、調理場および教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠です。

これらをふまえ、本市におけるこれからの対応方針等について、今回「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成いたしました。

今後、この手引きを活用して、関係者が協力し合い、保護者と学校関係者が共通の認識を持ったうえで、食物アレルギーを有する児童生徒に必要な配慮を確実にしながら、安全・安心でおいしく楽しい学校給食の提供に努めていただくようお願いいたします。

最後に、本手引きの作成にあたり、ご協力をいただきました関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 月

久留米市教育委員会

教育長 堤 正則

# 目 次

I	久留米市の学校給食における基本的な考え方と対応方針	
1	基本的な考え方	1
2	久留米市食物アレルギー対応方針	1～2
II	食物アレルギー対応委員会	
1	基本的な考え方	3
2	食物アレルギー対応委員会の設置	3
3	食物アレルギー対応委員会の役割	3
III	対応申請の確認から対応開始まで	
1	安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方	4
2	食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ	4～8
IV	学校給食における対応	
1.	食物アレルギー対応食の種類	9
2.	学校給食における食物アレルギー対応の考え方	9
3.	使用食品の確認、対応内容の決定	10
4.	食物アレルギー対応食の配慮事項	10
5.	具体的な除去食の対応	10～11
6.	食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割例	12～13
7.	児童生徒への対応	13～15
8.	食物アレルギー対応に関する留意事項	15～16
V	食物アレルギー関連様式および資料	
	(様式1) 食物アレルギー調査票	
	(様式2) アレルギー除去食申請書・指示書	
	(様式3) 面談記録票	
	(様式4) 食物アレルギー個別取組プラン	
	(様式5) アドレナリン自己注射薬に関する依頼書	
	(様式6) 食物アレルギー対応について【同意書】	
	(様式7) 食物アレルギー対応解除申請書	
	(様式8) 食物アレルギー対応食確認表	
	(様式9) 事故・ヒヤリハット事例報告書	

## 参考資料

- ・一般向けエピペン®の適応 [2013年7月24日付\_日本小児アレルギー学会]

- エピペン®の使い方 [2015年3月作成\_エピペン®ガイドブック\_ファイザー株式会社]
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル [H26年4月発行\_福岡県教育委員会]
- 特定原材料等の代替表記等方法リスト  
[2013年9月20日\_アレルギー物質を含む食品に関する表示指導要領\_消費者庁]

## I 久留米市の学校給食における基本的な考え方と対応方針

### 1 基本的な考え方

久留米市教育委員会は、食物アレルギーを有する児童生徒が、安全・安心で心身ともに健康な学校生活を送ることができるよう、保護者と連携し、学校給食における食物アレルギー対応を行っていきます。

学校給食における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、「ガイドライン」および「対応指針」等に基づき、児童生徒の安全性を最優先として、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供するものとします。

### 2 久留米市食物アレルギー対応方針

#### (1) 各学校に食物アレルギー対応委員会等を設置し、組織的対応を行います。

学校長を委員長として、年度ごとに委員を決定します。

委員は、学校給食に関連する職種を幅広く集めて構成するものとします。

#### (2) 「アレルギー除去食申請書・指示書」の提出を必須とします。

原則として、医師の診断による「アレルギー除去食申請書・指示書」(様式2)の提出を毎年度求めるものとします。

#### (3) 完全除去対応を基本とします。(飲用牛乳及びパンを除く。)

安全性確保のため、調理室内での調理を伴うアレルギー原因食物等については、個別対応(多段階対応)はせず、完全除去対応とします。ただし、飲用牛乳およびパンについては、種類ごとに提供するかないかを選択できるものとします。

また、調味料・だし・添加物レベルの除去およびコンタミネーション<sup>(※1)</sup>への対応は行いません。

<sup>(※1)</sup> 食品を製造する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せずして最終加工食品に混入してしまう場合のことをいいますが、ここでは、給食の調理過程等において微量に混入してしまう場合も含みます。

#### (4) 除去品目は、別表1または別表2のとおりとします。

共同調理場(中央)においては、別表1、単独調理場(各学校)および共同調理場(田主丸)においては、別表2のとおりを基本とします。

#### (5) 除去食の提供は、ひとつのメニューに対し、ひとつの除去食とします。

安全性確保のため、ひとつのメニューに対し、除去食は1種類とします。例えば、エビ・牛乳入りシチューに対し、エビ除去シチュー・牛乳除去シチューを提供するなど個別・複雑な対応は行わず、エビ・牛乳両方を除去したひとつの除去食を提供する、などです。

#### (6) 代替食の提供は、原則として行いません。

除去食材がメインのメニューになる場合などは、一部弁当対応とします。ただし、1食もの(デザート等でプリンをゼリーに替えるなど、調理室内での調理を伴わないもの)については、対応可能な範囲で提供してもよいこととします。

別表1

1. 鶏卵
2. 牛乳・乳製品
3. 小麦
4. そば
5. ピーナッツ
6. エビ
7. カニ

別表2

1. 鶏卵
2. 牛乳・乳製品
3. 小麦
4. そば
5. ピーナッツ
6. ゴマ・ナッツ類
7. エビ・カニ・イカ・タコ
8. 魚類
9. 肉類
10. 貝類
11. 果物類

## Ⅱ 食物アレルギー対応委員会

### 1 基本的な考え方

食物アレルギーに対応するためには、まず、校内体制を確立し組織的に行うことが重要になります。そのために、各学校における人的配置状況（教職員等および給食調理員）や施設設備の状況を把握し、それぞれに可能な対応範囲や取決め、ルール等を決定し対応していきます。

### 2 食物アレルギー対応委員会の設置

食物アレルギーの対応については、特定の教職員に限定せず、組織的に行う必要があるため、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置します。

委員の構成例や役割例については、「対応指針」を参考にしてください。また、既存の組織（学校保健委員会等）を活用することも可能です。

### 3 食物アレルギー対応委員会の役割

- ① 校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約します。
- ② 校内危機管理体制を構築し、具体的な対応訓練をします。
- ③ 校内外の研修などを企画・実施します。
- ④ 各学校の調理施設の状況や人的配置状況、対応を必要とする児童生徒数などを考慮し「Ⅰ 久留米市の学校給食における基本的な考え方と対応方針」（P1～2）に基づき、給食での対応を決定します。
- ⑤ 「2 食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ」（P4～8）に基づき、保護者との面談をふまえ、対象となる児童生徒ごとに個別の取組プランを検討し、決定します。

### Ⅲ 対応申請の確認から対応開始まで

#### 1 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

学校給食は、学校教育の一環として実施するものであることから、食物アレルギーを有する児童生徒にも、実施可能な範囲内で学校給食を提供します。そのためにも、安全性を最優先とします。

また、安全性の確保のため、食物アレルギー原因食物の完全除去対応（提供するかどうか）を原則とし、医師の診断に基づき実施します。

なお、食物アレルギー対応食の提供にあたっては、

- ① 大量調理を前提として実施するものであること
- ② 限られた施設や設備・人員等で調理にあたること
- ③ 学校の規模や食物アレルギー対応人数などに応じた、安全性を第一に考えた対応となること
- ④ 久留米市の食物アレルギー対応方針をふまえた対応となること
- ⑤ 食物アレルギーの状況によっては、家庭から弁当を持参してもらうなどの対応を行うこともあること
- ⑥ 給食費の対応について

を保護者に理解してもらう必要があります。

#### 2 食物アレルギー対応決定までの基本的な流れ

食物アレルギー対応が4月の給食開始から実施できるよう、保護者との連絡や小学校及び中学校関係教職員と連携をとり準備を進めていきます。

※ ※新入生及び在校生のアレルギー対応は、次の流れで行う。

■ 新入生 ⇒ 1 食物アレルギー調査の実施 ～

■ 在校生対応開始の場合 ⇒ 1 食物アレルギー調査の実施 ～

■ 進級時（対応変更時） ⇒ 2 保護者との面談 ～

「アレルギー除去食申請書・指示書」（様式2）を渡し、医療機関の受診をしてもらう。

面談には、新たに発行された「アレルギー除去食申請書・指示書」（様式2）を使用する。

■ 進級時（対応変更なし） ⇒ 年度末に学校へ「アレルギー除去食申請書・指示書」（様式2）を提出してもらう。（面談なし）

【基本的な流れ】・・・☆関係職員、◆関係書類、○方法など、[ ] 補足

## 1 食物アレルギー調査の実施

※新小学1年生

- ・就学時健康診断
- ・入学説明会での申出

※在校生（現 中学3年を除く）

☆養護教諭・調理場栄養士・給食担当職員等

◆食物アレルギー調査票（様式1）

◆アレルギー除去食申請書・指示書（様式2）

○食物アレルギー調査票（様式1）で、「アレルギー対応食の実施を希望する」と答えた方には、「アレルギー除去食申請書・指示書」（様式2）を渡し、医療機関を受診するよう保護者に伝えます。

就学時健康診断の問診において、主な既往症や特記事項等があった場合または、入学時説明会において、学校給食での食物アレルギー対応を希望する申出があった場合は、本市や学校の対応方針や対応内容について説明し、関係書類（様式2）の提出を依頼します。

既に給食での対応を行っている在校生については、本市の対応方針で、原則、毎年度求めるものとしていることから、少なくとも新年度の4月の給食開始に間に合うよう手続きを依頼します。

転入生や新規発症等については、同様の手続きを随時行うこととします。

## 2 保護者との面談

☆管理職・学級担任・養護教諭・調理場栄養士・給食担当職員等

◆食物アレルギー調査票（様式1）

◆アレルギー除去食申請書・指示書（様式2）

◆面談記録票（様式3）

○面談の手順に従い、面談記録票に基づき対象児童の保護者から、アレルギーの状況・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）などの詳細について聞き取りをします。

面談は、保護者から提出を受けた「食物アレルギーアンケート」（様式1）および「アレルギー対応申請書・指示書」（様式2）のほか、「面談記録票」（様式3）を基に進め、各様式に記載された事項について確認しながら面談の内容を記録し、「個別の取組プラン」（様式4）案を作成するために行います。

【面談のポイント】

- 面談は、管理職および実務者（養護教諭・学級担任・給食担当職員等）、調理場栄養士が必ず出席して行います。
- 給食調理場のアレルギー対応方針などについて説明し、「対応できること」と「対応できないこと」を明確に伝え、理解を得ます。
- アレルギーに関する情報は、プライバシーの保護に十分注意します。また、これらの情報は、各学校と共有するほか進学先（小学校から中学校へ）や転校先へ引き継ぐこともあることに対して了解を得ます。
- 新 小学校1年生については各小学校にて、新 中学1年生については、中学校にて面談を行います。

3 対応委員会での検討

☆校長・副校長・教頭・学級担任・養護教諭・栄養士・給食担当職員・学校医等

◆食物アレルギー個別取組プラン（様式4）

○調理場と共有した面談調書その他の資料（様式1, 2, 3）に基づき、対象となる児童生徒ごとに、個別の取組プラン（様式4）を検討し決定します。

実務者（養護教諭・給食担当教諭等）は、調理場からの情報をまとめ、対応委員会で報告します。

その際には、各学校および調理場の実態（環境・食数・職員数等）を考慮し、対応食を安全に提供することが可能かどうか検討したうえで、対応委員会へ提出することが求められます。

面談調書その他の資料に基づき、調理場における対応を決定します。

食物アレルギー対応委員会を開催し、対象となる児童生徒ごとに、個別の取組プランを検討・決定します。

校長は、決定内容を全教職員に周知徹底します。

4 保護者への通知

☆学級担任・養護教諭・給食担当職員等

◆食物アレルギー対応について（同意書）（様式6）

◆アドレナリン自己注射薬に関する依頼書（様式5）

○対応内容を記載した「食物アレルギー対応について（同意書）（様式6）」に記載し、保護者に示すとともに同意（署名・押印）を得ます。

対応の開始にあたっては、保護者の同意を得ておくことが大切です。

○アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を所持し、学校での対応を希望する児童については、「アドレナリン自己注射薬に関する依頼書」（様式5）を併せて提出してもらいます。

○保護者には写しを保管してもらうとともに、これまでの情報を「食物アレルギー個別取組プラン」（様式4）に記載し、保護者から確認印をもらいます。

実務者（学級担任・養護教諭・給食担当教諭等）は、調理場へ保護者の確認印の付いた「食物アレルギー個別取組プラン」（様式4）及び「アドレナリン自己注射薬に関する依頼書」（様式5）、「食物アレルギー対応について」（同意書）（様式6）のコピーを送付します。

## 5 保護者との連携

☆学級担任・養護教諭・給食担当職員

- ◆アレルギー対応表
- ◆原料配合表
- ◆週間献立表

○使用する食材料や加工品等の成分・配合などを確認できる食物アレルギー対応用の詳細な献立表等を保護者に渡し、喫食の可否について確認してもらいます。

## 6 アレルギー対応食の決定

☆校長・副校長・教頭・養護教諭・給食担当職員等

- ◆アレルギー対応表（個人用）（保護者から確認されたもの）

○保護者が確認し、校長が決定した献立内容を調理場に連絡します。

## 7 実施献立の情報共有

☆校長・副校長・教頭・学級担任・養護教諭・給食担当職員・配膳員ほか全ての教職員



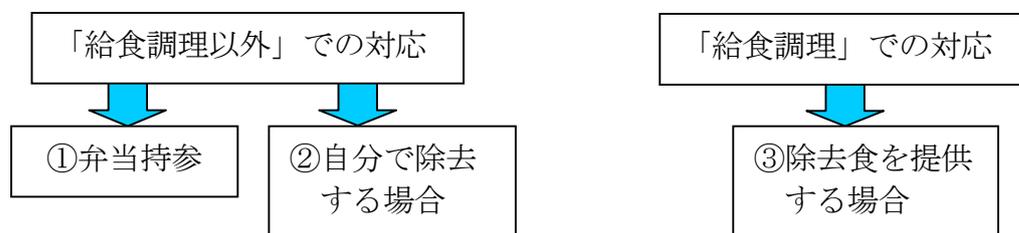
- ◆アレルギー対応表（学校保管用、個人配布用）
- ◆原料配合表
- ◆週間献立表

○決定した献立を保護者・学級担任・養護教諭・給食担当職員で最終確認するとともに、その情報は全教職員で共有できるようにします。

## IV 学校給食における対応

### 1. 食物アレルギー対応食の種類

学校給食での食物アレルギーの対応方法は、弁当持参や状況に応じて自分で除去する方法、可能な範囲での除去食や代替食の提供をする方法があります。



### 2. 学校給食における食物アレルギー対応の考え方

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の保持増進や体位の向上に大きな役割を果たしているばかりでなく、望ましい食習慣を身に付け、好ましい人間関係を育てる場でもあります。また、食に関する指導を行うことで、心の育成や社会性の涵養、自己管理能力の育成など重要な役割を果たしています。

このように、学校給食は、学校教育の一環として実施されているものであることから、食物アレルギー疾患を有する生徒に対しても、実施可能な範囲内で対応する必要がありますが、食物アレルギーの原因となる食品や症状の程度、性質等は、一人ひとり異なり、素人が軽々に判断できるものではないため、医師による医学的見地からの判断などの一定の基準が必要になります。

また、田主丸地区の学校給食は、給食センターでまとめて大量の給食を調理して、各学校に配送する「センター方式」であり、施設や安全性の面で食物アレルギーの対応には一定の制約があるため、除去食のみの対応とすることとします。

このため、学校給食の安全確保を図る観点からも、学校給食における食物アレルギー対応は、原則として、表4-1「食物アレルギー対応実施決定基準」に該当する生徒に限って行うこととし、その内容は、表4-2「食物アレルギー対応方法」とおりとします。

表4-1 食物アレルギー対応実施決定基準

- ① 医師の診察や検査により、食物アレルギーと診断されていること。
- ② アレルゲンが特定されており、医師からも食事療法を指示されていること。
- ③ 家庭においても、アレルゲンの除去を行うなど食事療法を行っていること。

表4-2 食物アレルギー対応方法

- ① 給食調理での食物アレルギーの対応方法は、除去食のみとする。
- ② 給食調理での対応が困難な場合や、除去食が出来ない場合（「卵焼き」の卵や、「鯖の味噌煮」の鯖など）については、その代替となる一部弁当の持参の対応とすることとする。

### 3. 使用食品の確認対応内容の決定

毎月発行する「児童生徒配布用献立表」の他に、食物アレルギー対応児童生徒には使用食品が詳細に記載されている「週間献立表」「原料配合表」を渡します。

対象児童生徒の保護者が家庭で使用食品を確認した上で、対象児童生徒個々の対応内容を決定します。使用食品の確認をしてもらいます。

### 4. 食物アレルギー対応食の配慮事項

#### 共通事項

- ・食物アレルギーを学級担任等が理解し、学級の生徒にも理解させ、対象生徒本人が精神的な負担を感じることがないように配慮する。
- ・食物アレルギー対象生徒が、アレルゲンに触れることがないように、学級担任等が配慮する。
- ・保護者に児童生徒の健康管理をお願いする。

#### (1) 弁当持参の場合

- ・保護者に、アレルギー原因食品の代替となる食品のお弁当を準備してもらおう。
- ・持参した弁当は安全かつ衛生的に保管することとし、夏期の高温時や教室移動で教室が無人になるときなど、状況によっては職員室での保管も検討する。

#### (2) 自分で除去する場合（給食での対応を希望しない場合）

- ・保護者が予定献立表に注意し、本人に取り除く食品をよく理解させておくように協力を求める。
- ・学級担任等が除去するアレルゲンを正しく理解しておく。
- ・アレルギーの生徒が自分で取り除いて食べられるよう、学級の生徒も正しく理解するように指導する。
- ・誤って食べてしまった場合の対処方法を確認しておく。
- ・配食時に除去する場合は、給食当番や学級の生徒の協力も得る。

#### (3) 除去食を提供する場合

- ・除去食を該当の生徒が間違いなく食べられるよう配慮するとともに、チェックを行う。
- ・予定献立の変更があった場合は、食品の変更に注意する。
- ・調理過程で除去を忘れないように注意する。
- ・学校給食において微量混入（コンタミネーション）は皆無ではないが、調理過程では十分に注意する。
- ・誤配のないように注意する。

### 5. 具体的な除去食の対応

#### (1) 献立作成・物資発注等

- ・加工食品などについて、成分表を確認し、原材料等を詳細に記入した「原料配合表」「アレルギー対応表（センター保管用）」「アレルギー対応表（学校保管用）」「ア

アレルギー対応表（個人配布用）」「アレルギー調理指示書」を作成します。

- ・事前に、献立表に漏れや誤りが無いことを複数の栄養士等で確認します。
- ・発注したものが間違いなく納品されているか、栄養士および調理員で確認します。

## (2) 給食調理

- ・使用する食材料や加工品に間違いがないか確認します。
- ・除去食については、「アレルギー対応表」「アレルギー調理指示書」を基に、調理員との打ち合わせを十分に行います。
- ・調理器具等を介してアレルギー原因食物が混入しないよう、専用の調理器具・エプロン等を使用します。
- ・除去食は、アレルギー専用調理室において、一般生徒の分の給食とは別に調理し、除去すべき原因食品が混入しないように注意して調理します。その際、中心温度等衛生管理を十分に確認します。
- ・配出前に、対応食の内容に間違いがないか再度確認し、専用容器の学校名、クラス、氏名などについても栄養士と調理員が確認します。
- ・除去食の調理は細心の注意を払いますが、万一混入等が起こった場合には、提供を中止します。

この場合、学校の学級担任及び対象生徒に説明するとともに、保護者にも連絡して理解を得られるようにします。

## (3) 給食の配膳、配送について

- ・調理後の除去食は、専用の容器に入れて提供し、教室で一般生徒が使用する食器と同じ食器に本人が盛り付けます。  
※アレルギー対応食がある児童生徒の分の食器は、教室についたら一番最初に確保しておくようにし、他の食器と混同しないように注意する。
- ・配送や配膳の際には、配送員及び配膳員は、誤配がないように注意します。
- ・配膳員は、アレルギー対応表で対象児童生徒を確認し、以下の通りに手渡します。

小学校：対象児童の学級担任に確実に手渡す。

学級担任不在の時は代わりに入る教職員に確実に手渡す。

中学校：対象生徒本人に確実に手渡す。

- ・同じクラスにアレルギー生徒が複数いる場合には、特に注意が必要です。



## 6 食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割例

校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市教育委員会の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。</li> <li>・食物アレルギー対応委員会を設置する。</li> <li>・関係教職員と協議し、対応を決定する。</li> </ul>
副校長 ・教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長を補佐する。 ※校長不在時には代行する。</li> <li>・他の教職員への指示伝達を行う。</li> <li>・外部への対応を行う。</li> </ul>
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランなど関係する情報を共有し、積極的に協力する。</li> <li>・緊急処置方法等について共通理解を図る。特にアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の処方を受けている児童生徒についての情報や保管場所などを把握しておき、緊急性が高いアレルギー症状があるにもかかわらず、本人が自ら注射することが難しい状況にあるときは、教職員が躊躇なく本人に代わって注射する。</li> <li>・学級担任の不在時にサポートに入る教職員は、学級担任と同様に対応が必要な児童生徒の食物アレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。</li> </ul>
給食担当 職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー対応委員会を開催し、調理場からの情報をまとめ報告する。</li> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。</li> </ul>
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの申出など、必要な情報を全教職員で共有できるように努める。</li> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。</li> <li>・給食時間は、決められた確認作業を確実にを行い、誤食の防止に努め楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。特に、アレルギー原因食物を含まないその他の食品や調理品の「おかわり」について、対応確認表などをふまえて提供の可否を判断する。</li> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残しの状況などを把握する。</li> <li>・給食時間に教室を離れる場合は、事前に他の教職員と打合せをしておくなど、十分な引継ぎを行う。</li> <li>・他の児童生徒に対し、食物アレルギーを正しく理解させる。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や緊急処置方法（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案するとともに全職員間で連携を図る。</li> <li>・主治医、学校医、医療関係との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。</li> </ul>

配膳員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理場からの「アレルギー対応表」により対象児童生徒の所属学級、氏名を確認する。</li> <li>・配送員からコンテナを受け取り、コンテナ内の除去食の位置などを確認する。</li> <li>・当日、配膳室に取りに来たら、以下のとおり受け渡す。          小学校：対象児童の学級担任に確実に手渡す。                    学級担任不在の時は代わりに入る教職員に確実に手渡す。          中学校：対象生徒本人に確実に手渡す。</li> </ul>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 7 児童生徒への対応

### (1) 給食時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目等を取り決めます。

特に、アレルギー対応食について、原材料が分かる献立表で確認する方法や、対応食と一般献立との違いを、学級担任や本人が確認する方法を具体的に決めます。

また、日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意することも必要です。給食の時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決めるなどの配慮を行います。

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ◆献立内容の確認 | ◆給食当番の役割確認      |
| ◆配膳時の注意  | ◆おかわり等を含む喫食時の注意 |
| ◆片付け時の注意 | 等               |

### (2) 食材・食物を扱う活動等

食材・食物を扱う活動について、個別の取組プランに基づき学級担任等が確認します。

#### (ア) 食材・食物を扱う授業、活動

- ・食物の調理、摂取を伴う授業等の配慮
- ・微量の摂取、接触により発症する児童生徒に対する配慮

#### (イ) 体育、部活動等運動を伴う活動

- ・食物依存性運動誘発アナフィラキシーへの配慮

#### (ウ) 宿泊を伴う校外学習

- ・食事などの配慮
- ・緊急時の配慮

#### (エ) その他授業以外の課外活動等祭りやイベントなど様々な活動における配慮

なお、詳細については、(公財)日本学校保健会が作成している「学校におけるアレルギー疾患対応資料」<http://www.gakkohoken.jp/> (ポータルサイト「学校保健」内)を参照してください。

### (3) 食物アレルギーを有する児童生徒への指導

#### ① 保健指導

- ・同じ食物を一度にたくさん摂らず、よく噛んで食べること、おなかを圧迫しないように姿勢をよくすること、楽しく食事をするなど、などを指導します。
- ・体調不良やストレスなどで消化能力が低下しているときは、たんぱく質を控え消化のよい食事をするなども効果的です。

#### ② 栄養指導

- ・養護教諭、調理場栄養士が連携し、食物アレルギー対応食に関する情報を共有し栄養の偏りや不足が生じないように、家庭での食事の摂り方を含め指導します。
- ・児童生徒の自己管理能力を育成することを念頭に、発育段階に応じて、食物アレルギーへの理解と必要な栄養摂取に関する指導を行います。

#### ③ 生活指導

- ・学校と調理場が連携し、食事に対する不安を取り除き本人が精神的な負担を感じないように、体と心の両面から生活に関する指導を行います。
- ・アドレナリン自己注射薬(エピペン®)の処方を受けている児童生徒に対しては保管場所や摂取方法などについての指導を行います。

#### ④ 自分で判断できる能力の育成

- ・自分のアレルギーがどのようなものであるかを認識できるようにします。
- ・「アレルギー除去食申請書・指示書」(様式1)や保護者との面談記録票(様式3)などをもとに、児童生徒が自ら学校給食に使用されている食品を調べ、アレルギー原因食物が何であるかを理解できるようにするとともに、アレルギー原因食物を食べないこと等について、自分の健康状態に応じた喫食ができるよう指導します。

### (4) 食物アレルギーを有しない児童生徒への指導

- ① 食物アレルギーに関する正しい理解ができるよう、学級活動などの時間を活用して指導を行うなど、特に給食で食物アレルギー対応食を食べる児童生徒が在籍するクラスでは、年度初めなどの機会を捉え、早い段階での指導を行います。

- ② 指導にあたっては、食物アレルギーが、誰でも発症する可能性がある疾患のひとつであり、好き嫌いや偏食などで食べられないのではないこと、また、自分にとっては何でもないことが、ある人にとっては生命にかかわることにつながる恐れがあることなどをしっかり認識させ、仲間はずれや偏見などにつながることをないように、配慮し指導していきます。

- ③ 食物アレルギーを有する児童生徒の気持ちに共感することや、体調の変化に気づくことができるようにするなど、相手に配慮した思いやりのある態度や行動がとれるよう指導していきます。

## 8 食物アレルギー対応に関する留意事項

### (1) 献立作成・物資発注等

- ・加工食品などについて、成分表を確認し、原材料等を詳細に記入した食物アレルギー対応の献立表を作成します。
- ・事前に、献立表に漏れや誤りがないことを調理場栄養士が中心となって、複数の職員等で確認します。
- ・発注したものが間違いなく納品されているか、調理場栄養士および給食調理員で確認します。

### (2) 給食調理

- ・使用する食材料や加工品に間違いがないか確認します。
- ・調理器具等を介してアレルギー原因食物が混入しないよう、専用の調理器具・エプロン等を使用します。
- ・アレルギー原因食物の混入を防止するため、食物アレルギー対応食を調理しているときは、他の作業はしません。
- ・他の児童生徒との判別を容易にできるよう、除去食は、対象の児童生徒ごとに準備している専用の保温ポットまたはタッパーに個別に配缶します。  
(保温ポットやタッパーには、対象児童生徒の学校名・クラス・氏名・アレルギーを表記します。)
- ・配膳前に、対応食の内容に間違いがないか再度確認し、クラスや氏名などについても必ず複数で確認します。

### (3) 配膳

- ・食物アレルギー対応食の有無について、教職員が、当日事前に確認し、給食時間には、本人または学級担任が配膳室へ取りに行きます。なお、小学校では、学級担任等が本人に必ず付き添うこととし、誤配を防止する措置を講じます。
- ・食物アレルギー対応食の受け渡しには、教職員が必ず立会い、アレルギー対応表で内容を確認します。
- ・教職員は、対象児童生徒がアレルギー原因食物を誤って食べることを防ぐよう、注意します。
- ・食物アレルギー対応食の「おかわり」については、通常、事前におかわり分を用意するものではないため、提供禁止とします。
- ・アレルギー原因食物を含まないその他の食品や調理品の「おかわり」については、安全性が担保できない場合は提供しないこととします。ただし、食物アレルギー対応食の提供が年に数回程度しかない児童生徒など、年間を通して「おかわり」

を禁止することが現実的でない場合は、対応委員会において提供の決定もできることとします。「おかわり」を提供するにあたっては、食物アレルギー対応確認表（様式8）等を必ず複数で確認するなどの仕組みづくり、また、学級担任が不在の場合の対応について、他の教職員でも同じ対応ができるよう校内体制を確立しておくことも大切です。

#### （4）保存食・検食

- 食物アレルギー対応食についても保存食を採取し、検食も行います。
- 保存食および検食にかかる費用については、通常の給食とあわせ調理場全体の負担とします。

#### （5）学校給食費の徴収等

- 牛乳を飲用できない児童生徒の学校給食費については、毎年度当初に市教委から給食費の変更通知を行うものとし、徴収にあたってはその通知を参考にします。なお、中学校3年生3月分については、給食回数が増減し次第、別途通知するものとし、徴収します。
- 飲用牛乳以外の停止については、食物アレルギー対応食の提供を含め、給食費の減額等は原則行いません。ただし、長期欠席や転校等で給食の欠食が発生した場合の取り扱いについては、就学援助事務処理要領を参照し、徴収する学校給食費を決定します。
- 食物アレルギー対応において、完全に弁当持参となる児童生徒については、学校給食費は徴収しないものとし、徴収しません。
- 飲用牛乳のみ喫食する場合には、牛乳代のみ徴収します。

#### （6）事故・ヒヤリハット事例の報告

- 事故やヒヤリハット事例（クラスを間違えて配食した、アレルギー原因食物を除去せずに提供した等）があったときは、「事故・ヒヤリハット事例報告書」（様式9）にて速やかに市教委へ報告するとともに、学校内での情報共有・再発防止に努めるものとし、報告します。なお、調理場におけるヒヤリハット事例も同様とする。
- 対象者が、誤食し医療機関を受診した場合は、（別紙様式）「学校給食における食物アレルギー発症報告書」にて県へ報告するようになっているため、注意してください。また、発症報告書の提出は、原則1週間以内（重篤な場合等緊急を要する場合は、電話で第一報を報告すること）となっています。

## 久留米市立城島図書館の臨時休館について

### 1 休館日程

平成28年2月13日（土）・2月14日（日）

### 2 理由

- ① 同日に城島図書館施設を含む地域での事業（第22回城島酒蔵びらき）が開催されることに伴い、図書館施設及び利用者の安全確保を行うため。
- ② 同事業の実施に伴い、城島図書館駐車場が周辺地域の交通渋滞緩和のために、事業来場者向けのバスのみが進入できるよう交通規制が実施され、自家用車の乗り入れが禁止されることにより、図書館へのアクセスが困難なものとなるため。

### 3 市民への周知

(1) 広報くるめ 1月15日号に掲載予定

※ 総合支所広報紙、城島図書館広報紙にも掲載予定

(2) ホームページ 1月15日に掲載更新予定

(参考)

久留米市立図書館条例施行規則（抜粋）

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
- (4) 特別整理期間

2 中央図書館長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。